

平成25年 9 月 森町議会定例会会議録

1 招 集 日 時 平成25年 9 月 25 日 (水) 午前 9 時 30 分

2 招 集 場 所 森町議会議事堂

3 開会・開議 平成25年 9 月 25 日 (水) 午前 9 時 30 分

4 応 招 議 員

1 番議員	伊 藤 和 子	2 番議員	小 澤 哲 夫
3 番議員	吉 筋 恵 治	4 番議員	中 根 幸 男
5 番議員	鈴 木 托 治	6 番議員	西 田 彰
7 番議員	太 田 康 雄	8 番議員	亀 澤 進
9 番議員	山 本 俊 康	10 番議員	榊 原 淑 友
11 番議員	片 岡 健	12 番議員	小 沢 一 男

5 不 応 招 議 員 なし

6 出 席 議 員 応招議員に同じ

7 欠 席 議 員 なし

8 地方自治法第121条の規定に基づき議場に出席した者の職氏名

町 長	村 松 藤 雄	副 町 長	鈴 木 寿 一
教 育 長	井 上 啓 次 郎	建 設 参 事	鈴 木 雅 則
総 務 課 長	杉 山 眞 人	防 災 監	高 木 達 雄
企 画 財 政 課 長	村 松 弘	税 務 課 長	松 浦 慎 一 郎

住民生活課長	村松也寸志	保健福祉課長	瀧下和俊
産業課長	増田多喜男	建設課長	鈴木可浩
上下水道課長	岡野豊	学校教育課長	大場満明
社会教育課長	大原直幸	病院事務局長	一木進
会計管理者	高木利夫		

9 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 浦上治男 議会書記 鈴木芳明

10 会議に付した事件

- 議案第45号 森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第46号 森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 議案第47号 森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第48号 森町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第49号 平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）
- 議案第50号 平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第51号 平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第52号 平成25年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 平成25年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 議案第54号 平成25年度森町病院事業会計補正予算（第1号）
- 認定第1号 平成24年度森町一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成24年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第3号 平成24年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

- 認定第 4号 平成24年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 5号 平成24年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 6号 平成24年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 7号 平成24年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 8号 平成24年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 認定第 9号 平成24年度森町水道事業会計決算認定について
- 認定第 10号 平成24年度公立森町病院事業会計決算認定について
- 請願第 1号 新聞軽減税率に関する請願
- 発議第 1号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について
- 発議第 2号 重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出について
- 一般質問
- 議員派遣について
- 第一常任委員会の閉会中の継続調査について
- 第二常任委員会の閉会中の継続調査について
- 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について
- 発議第 3号 新聞の軽減税率に関する意見書の提出について

< 議事の経過 >

議長 | (榊原淑友君) 出席議員が定足数に達しておりますので、
 | これから本日の会議を開きます。
 | 日程第1から、日程第10までの議案10件を一括議題とします。
 | 本件は、いずれも9月10日の本会議において、所管の常任委員会

に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

第一常任委員会委員長、西田彰君。

6 番議員

(西田 彰 君) 平成25年9月森町議会定例会、第一常任委員会、委員長報告をいたします。

去る9月10日、本会議において第一常任委員会に付託されました案件は、議案第45号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る所管事項について」、議案第52号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第54号「平成25年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」、以上、議案5件であります。

去る9月13日、付託されました議案5件の審査のため、委員会を招集し審査を行いました。その審査の経過並びに結果を報告いたします。

9月13日、午前9時30分、議員控室において、全委員出席のもと委員会を開会いたしました。

議長、副町長よりご挨拶をいただき、付託議案を確認した後、審査に先立ち、総合体育館建設予定地、他1箇所の視察に出向きました。

旧周智高校グラウンドにおいて担当課職員より説明を受けた後、次の視察予定地である森町病院家庭医療クリニック屋上に上り、担当課職員より説明を受けた後、役場議員控室に戻り委員会を再開し、審査の方法を確認した後、直ちに審査に入りました。

議案第54号「平成25年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」を議題とし、病院事務局長より補足説明を受けた後、質疑に入りました。

家庭医療クリニックに設置予定の太陽光発電は売電をするのか、太陽光で家庭医療クリニックで使用する電力がまかなえるのか、耐

用年数はとの問いに、太陽光発電設備設置の補助事業は売電を目的としていないので、売電はせず家庭医療センターで使用する。想定発電量は年間27,362キロワットであり、昨年家庭医療クリニックでの消費電力は116,005キロワットでしたので、約4分の1をまかなえると考えている。耐用年数は17年。年間65万円ほど費用が抑えられるとの答弁でした。

17年間の間にメンテナンス等維持費が考えられるがとの問いに、耐用年数が17年ということで特別費用はかからないと聞いている、との答弁でした。

電子カルテの稼働時期、さらには進捗状況、電子カルテ導入で完成度はとの問いに、本格的稼働は平成26年2月1日を予定している、現在は配線工事とオーダリングサーバーに電子カルテの仮想環境を使った研修を行っている。本格的にシステムが入るのは10月以降になる、との答弁でした。

電子カルテは職員にとっては大きな変化があるのかとの問いに、紙カルテから電子化されるので、慣れるには時間がかかり、多少の混乱はあるかと思うが万全を期していきたい、との答弁でした。

電子カルテの保守管理と災害時等に備えたデータの保管はどうなっているかとの問いに、オーダリングシステムでも保守管理料はかかるので、サーバーの保守、電子カルテの保守管理料はかかってくる。金額は今資料を持ち合わせていないため要望があれば提供していく。データは毎日バックアップをとって金庫に保管している。遠隔地での保管は業者に委託し、滋賀県へ保管している、との答弁でした。

輸血関連システムとは何か、また、減額の理由はとの問いに、血液の型は細かく分かれており、輸血するときに血液が合わないと赤血球が壊れ、血液が固まってしまうことがあるので、患者と輸血血液の両方を検査する機械である。減額の理由は購入から賃借に変更することにより支払総額が少なくなるため、との答弁でした。

以上で森町病院事業会計にかかる審査を終了しました。

続いて、教育長にご挨拶をいただいたのち、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る社会教育課所管事項について」を議題とし、職員に補足説明を受けた後、質疑に入りました。

初めに、体育館建設予定地においては摩耶保育園及び森幼稚園とかなり隣接しているが、圧迫感、日照権など問題はないかとの問いに、少し圧迫感はあるかもしれないが、間に道路、駐車場スペースを挟んでいるので問題はない。また、日照権に考慮し屋根は寄せ棟としているため、これも問題はないとの答弁でした。

アリーナには空調は付けないと聞いているが、空調の設備がされるのはどこどこかとの問いに、アリーナに関しては空調は付けない。取り付けるのは体力測定室、トレーニング室、健康相談室、談話室、事務室保健室、2階が会議室、研修室、との答弁でした。

ロビー、ホールはどうかとの問いに、今のところ付けない予定、との答弁でした。

多目的トイレとはとの問いに、基本は身障者用だが、赤ちゃんのオムツを交換できる、スペースが確保されたトイレである、との答弁でした。

2階に設けるランニングコースは必要なのか、また、木材の使用はどの程度を予定するのか、地元産が使えるのかとの問いに、ランニングコースは他の先進地視察の折、検討会委員の中からもこんなスペースが欲しいとの声、そして最近の体育館は観覧スペースを2階に設けるのが一般的であり、観覧場所を確保する意味もあり設けることとしたが、建設場所が観覧席を設けられない用途指定地域となるので、いす等の配置は検討課題である。木材の使用については、基本的に使える部分についてはなるべく使っていきたい、アリーナのフロア、ロビー、ホールなどの広いスペースは木材を使用、体力測定室の羽目板等を考えてはいるが、実施設計に進まないとの程度まで地元産というのは現段階では答えられない、との答弁でした。

バリアフリーは大丈夫かとの問いに、近ごろの施設建設はバリア

フリー抜きには考えられないことから、体育館についてもすべてフラットかスロープとする。2階へはエレベーター、トイレは多目的とする、との答弁でした。

災害時は避難場所になるが、いざというときの電源確保はどの問いに、緊急時非常物資の保管場所ともなるが、非常電源は発電機を考えるとともに、将来は太陽光発電の設置も考えての設計を組むよう業者と交渉している。蓄電器は予算の関係上考えていない、との答弁でした。

ランニングコースの幅員、観覧席からの転落防止策はどの問いに、コース幅は2.5メートルと記憶している。転落防止設備はしっかりとしていきたい、との答弁でした。

小学校よりのフェンスは取り除いた方がいいと思うがどの問いに、フェンスが設置されている部分に段差があり、取り除いた後の段差をどうするかが問題であり、今は、そのままだと考えているとの答弁でした。

以上で社会教育課所管事項の審査を終了しました。

次に、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る総務課所管事項について」を議題とし、担当課職員から補足説明を受けた後、質疑に入りました。

LEDタイプの防犯灯要望数・交付数はどの問いに、33箇所の設置要望の内31箇所がLED設置となっており、蛍光灯は2箇所である、との答弁でした。

LED設置の経費・補助金の金額はどの問いに、LED設置費用は業者によって差があり、2万8千円から4万6千円ぐらい、申請手続きが含まれるとそれくらいになるようである。補助金は蛍光灯が1万5千円、LEDが1万8千円となっている、との答弁でした。

LED設置啓発等はやっているかどの問いに、町内会長連絡会の会合の折にはLEDの説明をするとともに、申請のあった町内会に対しLEDのメリットを説明している、との答弁でした。

以上で総務課にかかる審査を終了しました。

次に、議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員より補足説明を求めた後、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく議案第48号は終了し、次に、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）にかかる保健福祉課所管事項について」を議題とし、本案について、担当課職員より補足説明を受けた後、審議に入りました。

老人福祉費にかかる悪質商法被害対策費は、消費者悪質商法被害対策と連携するのか、それとも別立てなのかとの問いに、補正予算としては連携はないが、産業課よりこういった事業があるが高齢者対策でやれる事業はないかと話があったので、劇団「ええら」で介護予防を兼ねながら、寸劇等で悪質商法に騙されないよう啓発をしている中でよく聞こえないとの声があるため、拡声器の購入を計画した。

従来はマイクを使用していたが、複数の劇団員がいるので声が入らない状況だった。今回、手ぶら拡声器といって個々が腰に付けて使用するもので、10台を購入する予定である。他にDVDやパワーポイントを使った広報をするため、DVDプレイヤー、パソコン、DVDを映写するスクリーンなどを予定している、との答弁でした。

保育士等処遇改善臨時特例補助金、これから数年にわたり補助金として続けられるのか、続けられるとしたら金額は大きくなるのかとの問いに、事業は安心こども基金として行われているが、これは25年度までということだが、国の概算要求からみて、恐らく、25・26年まで続くのではないか、その後としては委託料等、総合的に見直しがされると県からは聞いている、との答弁でした。

保育士の給与は他市町と比べてどうか、森町は待機児童はいないが、保育士の配置基準は何名かとの問いに、民間経営なので、給与は保育園が決めているため行政側は把握していない。配置基準は0歳児3人に1人、1・2歳は6人に1人、3歳児は20人に1人、4・5歳児は30人に1人というのが国で定められている最低基準であ

る。最低基準を満たし、なおかつ、保育に支障を来さない配置を行っていただいていると認識している、との答弁でした。

保育士等処遇改善補助金として「手当」の名目でお支払ということだが、「手当」とはどのようなものになるのかの問いに、通常の手当ではなく、3月に一時金として支払う、ときわ保育園が326万5千円、摩耶保育園が203万2千円の内訳である、との答弁でした。

この補助金の目的はどの問いに、国が示す事業のイメージは保育士の待遇はそんなにいい方ではなく、離職防止、勤務年数を延ばしていただく、ひいては改善によって充実、安定的な保育を目指すこと。幸い森町では待機児童はいないが、保育士の確保も大変のようなので、全体として処遇の改善を図るということである、との答弁でした。

老人福祉費、悪質商法等防止事業は、介護予防事業等にも使えるのか、啓発パンフの詳細はどの問いに、この事業は消費行政活性化基金事業ということで悪質商法被害防止の事業に使用し、関連しない他の事業に使うことはできない。

啓発パンフだが、地域支えあい体制作り事業ということで、福祉のガイドブックを考えていたところ、県から補正予算がついたから何か事業をしないかと打診されたので取り組むこととした。

パンフの詳細だが、内容は運動に関すること、学びに関すること、社会参加に関すること、健康に関すること、介護保険に関すること、各種相談に関するもの、地域包括センターの内容などを入れたい。見守りに関して緊急連絡先などを記入するところも付けたい。サイズはA4版で50ページ、2000部を予定している。配布先は、介護保険利用者、今後認定申請される方、ケアマネージャー、民生委員、元気もりもりサポーター、劇団「ええら」の皆さん、一人暮らしの高齢者には民生委員の方に訪問をしていただいて配布をしていきたい、との答弁でした。

悪質商法被害が2件あったようだが高齢者かとの問いに、保健福祉課としては把握していない、との答弁でした。

森町の高齢化率と人数はとの問いに、今年の4月で28.4パーセントで5,585人となっており、近年は団塊の世代が65歳に達してきているため、毎年1パーセント程度ずつ上がっている、との答弁でした。

次に、議案第52号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、担当課職員より補足説明を受け、審議に入りました。

予算を編成する時に行う見込額は何を基準にしているのかとの問いに、当初予算編成時においては、前年度までの予算額を考慮しながら、直前の決算年度の数値に過去の伸び率等を加味して予算計上している、との答弁でした。

介護保険利用状況はどんな推移をしているかとの問いに、18年度から24年度の介護給付費の決算額からだが、18年度が約12億7千万円、それから一度も下がることなく、24年度は約16億3,900万円となっている、との答弁でした。

介護予防の施策に努力していると思うが、高齢者の人口に対して介護給付費の率は変化しているのか、どのような努力をしているのか示せるものがあるかとの問いに、数字的なものは今ないが、森町の要介護・要支援認定者率は高いが、介護度が重い人は少なく、要支援・要介護1の人の割合が多くなっている状態である、との答弁でした。

以上で保健福祉課にかかる審査を終了しました。

次に、議案第45号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課より補足説明を受けた後、審議に入りました。

さしたる質疑もなく議案第45号は終了し、次に議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る企画財政課所管事項について」を議題とし、担当課より補足説明を受けた後、審査に入りました。

今回の水道管布設に関し、広域農道沿いに企業が進出したいとい

う話はあるのかとの問いに、まだ具体的な話はない、との答弁でした。

どれくらいの規模の企業を考えているのかとの問いに、今回水道管を布設する付近は山林が多くを占めており、土地利用に対して農振農用地が一番のネックとなっているから、企業が来たいといった時に早めの対応ができるのではないかと考える。現段階では、どの程度の有効面積、区画が取れるか、企業規模等についても今は持っていない、との答弁でした。

企業誘致をどのように取り組んでいくのかとの問いに、内陸フロンティア構想が進められており、特区が認められたとはいえ、中身は国の理解が得られない状態である。法律の規制もある中で（農振除外など）、森町は新東名が町の南部を走っており他市町と比べると農振農用地が大部分を占めることから思うように進展しない。開通時には物流関係の進出希望が多かったが、手続に時間がかかりすぎてしまいスピード感を持って対応できない現状である。

行政としてはインフラ整備を先行して企業が進出しやすい環境を作るとともに、中川下工業専用地域の未利用地に道路を付けることや、インター通り線の有効利用など内陸フロンティアを活用しながら各課と連絡を密にして進めていきたい、との答弁でした。

町有林の間伐は切捨てか、町有林財産の今後はこの問いに、切捨てである、国の方針で間伐の搬出を推進した結果、需要に対し供給が過多になり、全国的にも材価の暴落が起こったため、方針転換となり切捨て間伐も認められるようになったと聞いている。

町有林の今後だが、町長から、町有林の管理について長期的にあるべき姿を計画するよう指示が出ている。町有林は保安林でもあり、また水源かん養等いろいろな役目があることから森林組合や専門家から意見を聞いて考えたい、との答弁でした。

その計画策定はいつごろを予定するのかとの問いに、どのように管理するか、財産をどうしていくかなど見方はいろいろある。専門家の意見を聞いたところでとなると2～3年かかと考える、との答弁

でした。

以上で企画財政課に係る審査を終了しました。

以上で、付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。

議案第45号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）にかかる所管事項について」、議案第52号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第54号「平成25年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」、はいずれも全員賛成で原案のとおり可決されました。

以上が、平成25年9月議会定例会、第一常任委員会の審査の経過と結果であります。

議員各位の御賛同をお願い申し上げ、第一常任委員会委員長の報告を終わります。

議長（ 榊原淑友 君 ）第二常任委員会委員長、太田康雄君。

7番議員（ 太田康雄 君 ）平成25年9月森町議会定例会、第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る9月10日の本会議において、第二常任委員会に付託されました案件は、議案第46号「森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」、議案第47号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る所管事項について」、議案第50号「平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第51号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第53号「平成25年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」、以上議案6件であります。

付託された議案審査のため、去る9月13日に委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

9月13日午前9時20分、委員会室に全委員出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会しました。

はじめに副議長より、次に町長よりご挨拶をいただいた後、審査に先立ち、商店会街路灯LED化事業補助箇所、町道橋円田線・町道久保ノ谷松ヶ谷線・町道中川円田線配水管布設工事箇所、中川下地内道路橋梁測量設計業務委託箇所、農業用ため池一斉点検業務委託箇所のうち大門地内西金谷池の現地視察を行いました。

それぞれの現地において、担当課職員より説明を受けた後、委員会を再開し、審査の方法を確認後、直ちに審査に入りました。

議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る建設課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

町道舗装工事600万円は指定か無指定かとの問いに、無指定枠であるとの答弁でした。

園田・飯田地区の県営圃場整備事業区域内の町道舗装も可能かとの問いに、その部分は農業関係の予算を使って行うべきと考えるとの答弁でした。

町道舗装工事無指定と町道整備工事無指定との違いはとの問いに、舗装工事無指定は道路に空いた舗装の穴うめや100万円以内程度の小規模な面的舗装で、整備工事無指定は舗装とともに道路の改良を行うものであるとの答弁でした。

職員が行う舗装と業者が行う舗装との単価の違いはとの問いに、職員が行う場合は30キログラム1千円くらいの常温合材1袋で、およそ2～3平方メートル、業者に依頼すると加熱合材による舗装で1平方メートル5千円くらいである。職員が行う舗装は原材料費のみで、今回の補正はすべて業者に頼む分であるとの答弁でした。

舗装工事600万円は何メートル分か、また未舗装道路の舗装も含まれるかとの問いに、何メートルかではなく100平方メートルくらいずつ業者に依頼し、約1,200平方メートルを予定している、砂利道を舗装するのではなく舗装の補修であるとの答弁でした。

測量設計業務委託料のうち、中飯田地内町道大久保峰山線の場所、延長、幅員はとの問いに、崇信寺前から飯田城址付近までの延長350メートル、幅員は4メートルであるとの答弁でした。

現状の幅員はとの問いに、2メートルから2.5メートルであるとの答弁でした。

測量業務委託料874万8千円の内訳はとの問いに、大久保峰山線が599万7千円、中川下太田川圃場4号線が275万1千円であるとの答弁でした。

砂利道の舗装の要望はとの問いに、25年度は8月末までで72町内会のうち46町内会から212件の要望が出されているが、砂利道の町道の舗装の要望はないとの答弁でした。

当初予算は町道舗装工事が1,230万円、測量設計業務委託料が3,103万円、町道整備工事無指定が1,400万円だが、進捗状況はどうかとの問いに、舗装は指定330万円を除く無指定900万円のうち600万円、無指定工事は中遠広域分400万円のうち4路線300万円、それ以外1,000万円のうち8路線670万円をそれぞれ消化あるいは予定をしているとの答弁でした。

無指定予算の割り振りはどのように決めているかとの問いに、緊急度、利用度、地元の熟度、地域バランスを総合的に考慮して決定しているとの答弁でした。

今後も財政状況により無指定予算増額の見込みはあるかとの問いに、当初予算で1年分付けきれないので、前年度繰越金があればできるだけ多くの要望に応じていきたいとの答弁でした。

道路維持管理費50万円の増額、公共土木施設災害復旧事業50万円の増額はとの問いに、道路維持管理費は側溝の浚渫、路面清掃などに3路線57万円を執行し残金が19万円、災害復旧事業は予算76万円に対し8月末までに6箇所44万円を支出しているので追加をお願いしたとの答弁でした。

以上で建設課所管の審査を終了し、次に議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る産業課所管事項について」

を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

遠州の小京都まちづくり推進会議は、町として構成し委員会を持っているのか、持っているとすれば年間どのくらいの開催をしているか、また町並み整備条例等を制定して補助金を出すようなまちづくりを進めたり、まちづくり会議で森町の将来像を構想図や鳥瞰図にして町民に見てもらうことはどうかとの問いに、8月29日に遠州の小京都まちづくり推進会議を発足させた。メンバーは町、議会、観光協会、観光ボランティアガイド、商工会、神社仏閣関係、茶商、菓子組合、飲食業組合、森山焼窯元、文化協会、教育委員会、学識経験者として静岡産業大学の先生であり、内容は小京都に関する歴史、文化、伝承についての資料収集や調査、他市町の小京都取組の事例収集、先進地視察、小冊子・パンフレット等の作成による周知や啓蒙、遠州の小京都ゆかりの地のモデルコースや町めぐり観光コースの検討、遠州の小京都を活かした商品開発やデザイン検討、その他関連事項の検討である。そして、具体的な検討は作業部会を設けて開始している。

条例等を制定して行うまちづくりは、将来的には検討が必要になると思うが、この会議では2年くらいを目処に情報収集や啓蒙、観光モデルコース、商品開発等を検討することを主眼としている。作業部会の中で何をやるかを検討していくので、将来構想図の作成についてはその中で検討していく。まずは住民に理解してもらい、「よし、みんなでやろう」という気運が盛り上がってきたときに町並み整備に取り組んでいけたらと考えているとの答弁でした。

商店会街路灯LED化は現在2灯のものを1灯にするということだが、2灯のまま46基から数を減らすのと46基はそのままで2灯から1灯に減らすのでは、商店会の効果、防犯上の効果はどうかとの問いに、2灯を1灯に減らしてもLEDは十分明るいので、46基から数を減らさない方が安心感は得られると思う、との答弁でした。

街路灯の外側のケースはそのままで電球だけ取り換えるのか、また2灯あるうちの上のものを残して使った方が明るいのではないか

との問いに、外側のケースはくすみを取り除き、クリアーにして使用する。上下どちらを使っても明るさは変わらないので、今後の維持管理がしやすいように下のものを残して使う、との答弁でした。

街路灯が2つあった方が美観的にいいので、使わなくても取る必要はないではないか、また錆びているので明るい色に塗装をし直せば町並みが明るくなるのではとの問いに、後のメンテナンスを考え1灯にするということになった。色も錆びているところは今回の工事である程度補修をし、きれいな街路灯にしていく、との答弁でした。

農業用ため池一斉点検業務により点検するため池の受益者数はとの問いに、それぞれのため池の受益者数、受益面積もこの点検業務の中で確認していくとの答弁でした。

点検を行うため池の選定はどのように行ったか、また業者は専門業者かとの問いに、点検の対象となるため池は下流域に人家があるもの、農業受益があるもので、決壊した場合に被害が予測されるものを12件選定した、業者は測量・コンサルタント会社に委託する予定であるとの答弁でした。

ため池の点検業務は農村地域防災減災事業補助金により行われるが、他にどのような事業があるのかとの問いに、国・県からため池の点検を実施するようにと事業要請があり、実施する市町には防災減災の補助金を出すということである。森町が補助金を受けてため池の点検を選択したわけではない。他の事業には防災ダムなどがある、との答弁でした。

この点検は目視で行うのかとの問いに、基本は目視で行うが、国からの細かな項目の調査票に基づき点検するので、目視とは言っても計測が必要な調査もあるため、専門業者に委託する。目視による点検で改善の必要があるとなれば、もう少し詳しいチェックを行い、事業費を検討し、最終的には改良工事を実施するというように事業が進められるだろうとの答弁でした。

点検に当たり、受益者からため池の状況を聞き取ると良いと思う

がとの問いに、委託業者が決まったらそのように指導するとの答弁でした。

消費生活費の消耗品の内容はとの問いに、透明の通帳などを入れるビニールのケースに振り込め詐欺防止を啓発する文字と絵を描いたものを6千部用意し、全世帯に配布する予定であるとの答弁でした。

諸備品購入費は検査用ばかりを購入することだが、新たに町に課せられる検査とはとの問いに、自店舗で量り売りをする小売店の容量の確認業務が、県から町に移管されるとの答弁でした。

農地事業費のうち74万2千円で行う用排水路の浚渫、改修箇所は、との問いに、浚渫は一宮大久保地内用水路、大上地内排水路、改修は鍛冶島地内排水路であるとの答弁でした。

耕作放棄地対策事業費補助金の耕作者数はとの問いに、1名で24年度にも耕作放棄地解消に取り組んでおり、引き続き今回は飯田崇信寺北側の耕作放棄地解消に取り組む、との答弁でした。

農道新設改良費121万6千円は無指定かとの問いに、無指定だが地元要望のある3箇所分を予算計上しているとの答弁でした。

有害鳥獣被害防止対策事業補助金にはカワウやシラサギなどの鳥の被害防止も含まれているかとの問いに、カワウについては毎年太田川漁協の依頼で県の許可を取り、捕獲している。シラサギ、アオサギについては保護鳥ということで簡単には許可が下りないので、有害鳥獣で捕獲している鳥はカワウのみである、との答弁でした。

カラスはどうかとの問いに、被害があれば有害鳥獣として許可を出して捕獲をするが、今現在は被害届が出ていないので捕獲はしていない。現状では被害を受けた人が専門業者に頼み、その業者が役場に捕獲の許可を求め、役場が許可を出して業者が有料で捕獲をするとの答弁でした。

イノシシの追い払いに使う花火などは今後対象になるかとの問いに、今のところ追い払いは対象ではないが、これから検討していきたい。またシカへの対応、サルへの対応も考えていかざるを得ない

ので、制度を検討していきたいとの答弁でした。

観光費の印刷製本はどのようなものを考えているのかとの問いに、新東名スマートインターチェンジ開業に合わせ、まち歩きイベントを計画しているが、その時にモデルコースを提案できたらと考えており、A4 3枚分両面カラー版5つ折りのマップで、5千部印刷する予定であるとの答弁でした。

職員を小京都の先進地視察に派遣する予定地はとの問いに、森町とよく似ている富山県南砺市城端という町と隣の高岡市を考えている、との答弁でした。

以上で産業課所管の審査を終了し、次に議案第46号「森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

今までに多額の貸付けを行った例があるか、また滞納が発生する可能性があるかとの問いに23年度に10件で1,940,668円、22年度は1件で215,937円、21年度は6件で882,844円となっている。国民健康保険特別会計から貸し付けた額と全く同額の高額療養費が支給される。それを償還に充てるので、滞納は発生しない、との答弁でした。

次に議案第47号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

24年度決算では延滞金が98,100円、還付加算金が1,200円あるが、これが今回の金利改正の対象となる部分かとの問いに、質問のとおり対象となる部分で、26年1月1日から改正となるとの答弁でした。

次に議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る住民生活課所管事項について」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第50号「平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

さしたる質疑もなく、次に議案第51号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

被保険者の推移はとの問いに、平成25年度は3,399人で年々増加しているとの答弁でした。

以上で住民生活課所管の審査を終了し、次に議案第53号「平成25年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とし、担当課職員の補足説明を受け、質疑に入りました。

埋設管の深さはどのくらいか、また舗装改良工事との工期の調整がされているかとの問いに、埋設管の深さは管の上端面まで80センチメートルの計画である。工期は、舗装改良工事は26年3月末が工期なので、管の布設については本年11月末までに工事を終える予定である、との答弁でした。

地震への対応はとの問いに、掘削した箇所はすべて良質土で埋め戻し、管の周りは砂でまきたてる。埋める管は配水用ポリエチレン管という耐震管を使用、材質的に伸縮可能で地盤の変化に対応できるものなので地震に関しては問題ないと考えている、との答弁でした。

交通への対応はとの問いに、片側通行止めにして工事を行う、工事の案内看板の設置、誘導員の配置など、安全に工事を進める対策をすとの答弁でした。

町道久保ノ谷松ヶ谷線に消火栓を2箇所設置するが、その意味合いはとの問いに、本来の消火栓としての機能と排泥の機能とがある。周辺の消火栓の位置を考え、この位置に設置することが最善であると考えている。また、排泥の機能は水道管の末端に設置する必要がある、最適と考えている。排泥は管を新設した場合、中にあるごみや付着物、施工途中に入ってしまった泥等を事前に排出すること、また何らかの理由で水道が濁ってしまった場合、末端にて放出することである、との答弁でした。

この工事は工場誘致対策となっているがとの問いに、スマートイ

ンターチェンジと袋井インターチェンジの間は交通量が多くなり、周辺も開発され、企業、商業施設の進出も予想される。それに備え、水道管を布設しておけば進出しやすくなる。先行投資であるので水道利用料金でまかなう訳にはいかないから、一般会計から繰り出している。大規模農道の舗装全面改修の前に水道管の布設を行うというメリットを生かして施工していきたい、との答弁でした。

大規模農道沿いの大上地内には配水が可能かとの問いに、大上地内の大規模農道周辺は上水道の給水区域に入っておらず、布設するには変更認可申請が必要である。変更認可申請には多額の費用がかかるため、今のところ考えていない、との答弁でした。

以上で付託された全議案の審査を終了し、各議案の討論を省略し、それぞれ1件ずつ採決を行いました。

議案第46号「森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」、議案第47号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算（第3号）に係る所管事項について」、議案第50号「平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」、議案第51号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第53号「平成25年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」、以上議案6件については、いずれも委員全員の賛成で、原案のとおり可決されました。

以上が、平成25年9月森町議会定例会、第二常任委員会の審査の経過と結果であります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

議長 （ 榊原淑友 君 ） 以上で、各常任委員会委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 (榎原淑友君) 「質疑なし」と認めます。
これから討論・採決を行います。
日程第1、議案第45号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榎原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第45号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (榎原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第45号「森町税外収入金の督促等に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第2、議案第46号「森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。
討論はありませんか。
(発言する者なし)

議長 (榎原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第46号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議長 (榎原淑友君) 起立全員です。
したがって、議案第46号「森町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第47号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第47号「森町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、議案第48号「森町介護保険条例の一部を改正する条例について」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算(第3号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第49号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)
(榊原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第49号「平成25年度森町一般会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第6、議案第50号「平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第50号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

議 長 (起立全員)
(榊原淑友 君) 起立全員です。
したがって、議案第50号「平成25年度森町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。
日程第7、議案第51号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
これから議案第51号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第51号「平成25年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、議案第52号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第52号「平成25年度森町介護保険特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第53号「平成25年度森町水道事業会計補正予算(第2号)」の討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起 立 全 員)

議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。

したがって、議案第53号「平成25年度森町水道事業会計補正予算（第2号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、議案第54号「平成25年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」の討論を行います。

討論はありませんか。

（ 発言する者なし ）

議長 （ 榊原淑友 君 ）「討論なし」と認めます。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 起立全員 ）

議長 （ 榊原淑友 君 ）起立全員です。

したがって、議案第54号「平成25年度森町病院事業会計補正予算（第1号）」は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、認定第1号「平成24年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

9番、山本俊康君。

9番議員 （ 山本俊康 君 ）9番、山本俊康でございます。ただ今討論に付されております認定第1号「平成24年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から討論を行います。

平成24年度一般会計の決算規模は、歳入が前年度よりプラス3.3パーセント、256,730,678円の増の総額8,007,894,110円、歳出が前年度よりプラス3.5パーセント、237,915,747円の増の、総額7,033,887,023円でした。

また、歳入の予算現額に対する収入率は、前年度より1.6ポイント下回って108.4パーセント、歳出予算に対する執行率は、前年度より1.2ポイント下回って95.3パーセントです。

歳入から歳出を差し引いた形式収支から、翌年度に繰り越すべき財源を引いた実質収支は958,715,087円で、このうち100,000,000円を決算積立てとして財政調整基金に積み立て、平成25年度への繰越金は858,715,087円となりました。

歳出の内容は、経常的経費は5,016,743,000円で、前年度より201,254,000円減少し、構成比は71.4パーセントで前年度より5.4ポイント下回っています。投資的経費は721,544,000円で、前年度より7,207,000円増加し、構成比は10.2パーセントで前年度より0.3ポイント下回っています。

町債残高は、6,190,658,000円と前年度より250,154,000円増加したものの、元利償還金が全額交付税によって措置される臨時財政対策債が、前年度より316,508,000円増加して3,229,107,000円で、町債残高の52.2パーセントを占めており、実質的には町債は前年度より減少していると言えます。

平成24年度は、長年待ち望んだ新東名がいよいよ開通し、森町の新しい玄関口「森・掛川インター」、商業施設ともいえる「遠州森町パーキング」とともに森町に開設されました。森・掛川インターへの誘導標識設置、パーキングでの観光・特産物PR、観光誘致のスタンプラリー、観光案内看板作成などの事業が計画通り実施されました。また、26年3月に供用開始となるスマートインターチェンジ関連事業も順調に進められました。

また、これも長年の懸案であった森川橋の架け替えが完了し、森地区まちづくり事業も天宮公園整備や町道改築が計画通り進められました。

教育施設では、天方小学校グラウンド整備、宮園小学校校舎トイレ改修工事、天方小学校グラウンド防球ネットの設置などが計画通り実施され、台風により被害を受けた旭が丘中学校グラウンドフェンス改修工事も速やかに行われました。

また、文化財保護では、23年度から実施した友田家住宅保存修理事業、天宮神社本殿及び拝殿建物保存修理事業が完了し、森町の誇

る文化財が、以前にもましてすばらしい姿になりました。この天宮神社の修復工事完成について、本日の中日新聞にも紹介されております。

以上のように、平成24年度一般会計歳入歳出決算は、無理のない財源確保により、計画していた事業を確実に実施するとともに、必要な事業を適宜行った良好な決算であると考え、認定することに賛成をいたします。

議員各位のご賛同をお願いをいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

「討論なし」と認めます。

これから認定第1号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、認定第1号「平成24年度森町一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第12、認定第2号「平成24年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 6番西田です。認定第2号「平成24年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、反対の立場から討論いたします。

平成24年6月議会において、国民健康保険税の基礎課税額、後期高齢者等課税分、介護納付金課税額が引き上げられました。引上げに対して私は反対をしたわけでありますが、結果からして一般会計からの繰入れ等あったとはいえ、トータルとして148,947,763円の

黒字計上となっています。引上げは妥当だったのでしょうか。

国保加入者は自営業者、年金受給者、低所得者等、国の経済状況に左右されやすい環境にある中で、所得に占める負担割合は大きいといわれています。さらに、来年4月からの消費税増税が実施されるならばさらなる負担増となります。被保険者を取り巻く経済環境は悪化の一途をたどることになるでしょう。

さらに気になるのは、歳出における被保険者療養給付費が昨年決算と比較すると2,500万円もの減少となっていることです。町民の健康管理意識が高くなって病院にかからなくなったのか、それともかかりたいが経済的負担を考え自粛してしまっているのか、もし後者であれば問題であります。検証が必要ではないでしょうか。

国保に対する国の負担割合の減少、低下も問題であります。以前の50パーセントへの引上げを求めなくてはなりません。

私は、被保険者負担の軽減のためには、1世帯当たり1万円の引下げを求めたいと思います。以上で反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願いいたしまして討論を終わります。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) ただ今、西田議員から森町国民保険特別会計平成24年度の決算認定について反対の討論がなされました。私は、賛成の立場から討論をさせていただきます。

西田議員は、課税額を引き上げた結果、繰越金が多額に発生して課税額の引上げは必要なかったのではないかと意見を意図としておっしゃっておられますが、私はこの課税額の引上げがあったからこそ、円滑な国民健康保険の運用ができ、そして、さらには基金の積立ても5,000万行い、繰越金も9,894万7千円と、25年度も継続して安定経営ができるような状況を生み出したと、そのようにこの24年度決算を判断しております。

国民皆保険という日本の誇るべきこの制度を維持していくには、国民健康保険の運営は大変厳しいものがあります。確かに国の制度

が改正されれば保険者である市町の運営も楽になるわけでありますが、定められた国の方針・法律の下で市町がいかに経営を健全に行っていくかという観点に立って、このような24年度の施策がなされ、そして良好な決算が得られたと考えておりますので、そのような観点から、今後のことはともかく、平成24年度の国民健康保険特別会計の決算は良好であったということで、賛成をいたします。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、私の賛成討論を終わります。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

「討論なし」と認めます。

これから認定第2号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (榊原淑友君) 起立多数です。

したがって、認定第2号「平成24年度森町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第13、認定第3号「平成24年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第3号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、認定第3号「平成24年度森町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第14、認定第4号「平成24年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

- 討論はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
- これから認定第4号を採決します。
- この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立全員)
- 議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。
- したがって、認定第4号「平成24年度森町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。
- 日程第15、認定第5号「平成24年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。
- これから討論を行います。
- 討論はありませんか。
- (発言する者なし)
- 議長 (榊原淑友 君) 「討論なし」と認めます。
- これから認定第5号を採決します。
- この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
- (起立全員)
- 議長 (榊原淑友 君) 起立全員です。
- したがって、認定第5号「平成24年度森町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定しました。
- 日程第16、認定第6号「平成24年度森町大久保簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」日程第17、認定第7号「平成24年度森町三倉簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」及び日程第18、認定第8号「平成24年度森町大河内簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」以上、3件を一括議題とします。
- お諮りします。
- この討論・採決は、3件を一括して行いたいと思います。
- ご異議ありませんか。
- (「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

議 長 (発言する者なし)
(榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。
これから認定第6号から認定第8号までの3件を一括採決します。
この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。
(起立全員)

議 長 (榊原淑友君) 起立全員です。
したがって、認定第6号から認定第8号までの3件については、
認定することに決定しました。
日程第19、認定第9号「平成24年度森町水道事業会計決算認定について」を議題とします。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 6番西田です。認定第9号「平成24年度森町水道事業会計決算認定について」反対の立場より討論いたします。
水道事業に対する町民の思いは、安心、安全、かつ安定的に供給されることを望んでおられるのではないのでしょうか。人が生きる上では空気とともに水は命であります。あつて当たり前の水事業に日夜奮闘する職員の努力を改めて認めて参ります。このように大切な命の水に消費税をかけるべきではありませんし、ましてや8パーセント、10パーセントの増税は中止させなければなりません。
さて、24年度水道事業において給水戸数の増加、給水人口の減少が引き続いており、少子高齢化、核家族化は顕著であります。加えて、経済状況や節水意識の高揚で給水収益の増加は望める状況でないことが決算からくみ取れます。
問題は営業費用に係る給水費用、供給単価から給水原価を差し引

いた1立方メートル当たりの販売利益が昨年比、3円82銭と拡大し、マイナスの16円74銭となっているのも見逃せません。さらに施設の老朽化、残された石綿管布設替え工事、先を見据えた先行投資事業など資金需要の増加をどのような形で補い健全経営を維持するかであります。効率化、経常経費の削減努力も限度があります。対策には様々ありまじょうが、遠州水道の計画契約水量の見直しはその一つとなるのではないでしょうか。

今回質疑において、やっとう町長からその見直しに言及する答弁を得たことに光明を見たところです。是非近隣市町との共同歩調で新たな契約を結んでほしいと考えます。さらに、災害に強い水道水供給事業とする上にも、自己水源の維持管理に力を入れることは必要不可欠であります。

今回も決算認定に反対をいたしますが、計画契約見直しが目に見える時期を期待し反対討論といたします。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして討論を終わります。

議 長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) 7番太田康雄でございます。ただ今討論に付されております認定第9号「平成24年度森町水道事業会計決算認定について」、賛成の立場から討論を行います。

まず、決算審査は「議会が決定した予算が適正に、そして効率的に執行されたかどうか、その結果どのような行政効果が発揮されたか」に着目して行うものと言われております。そのような着眼点から、議会が承認した予算に対し、決算がどうであったかを審査いたしました。

平成24年度森町水道事業会計決算は、収益的収支では総収益が261,322,090円で、前年度より7,828,721円増加、総費用が268,193,730円で、前年度より10,389,779円増加、損益収支において6,871,640円の当年度純損失を計上しました。

資本的収入は、合計で134,144,743円、資本的支出は合計で208,3

97,457円と、支出超過であります。減債積立金、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額をもって、補てんしました。

主な建設改良事業及び受託工事は計画通り完了していますが、第1款資本的収入第2項工事負担金が、予算57,000,000円に対し、決算が36,425,700円と大幅に減少しています。これは公共下水道会計からの補償金で予定していた栄町地内の石綿管布設替え工事を、上水道単独で実施したため、工事負担金が未収となったためです。

業務量では、給水戸数、年間有収水量とも昨年度より増加しており、有収水量率は80.36パーセントと、昨年度より1.30パーセント増加しています。これは、職員が昼夜を分かたず漏水修理に奔走した成果によります。

遠州水道太田川系受水については、費用の負担が大きすぎるのではないかとの懸念に対し、他市町とともに使用量の引下げを県に要望しており、何らかの対応が期待できるという答弁があり、今後、さらにねばり強く交渉がなされることを望みます。

総収益で前年度より増益であったものの、漏水修理が多かったことなどにより費用も増加し、当年度純損失を計上しましたが、水道事業としてまず第一に求められる「安価で安全かつ安定した水の供給」という責務は十分に果たされたと考え、本決算を認定することに賛成いたします。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして、私の賛成討論を終わります。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第9号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (榊原淑友君) 起立多数です。

したがって、認定第9号「平成24年度森町水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

日程第20、認定第10号「平成24年度公立森町病院事業会計決算認定について」を議題とします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから認定第10号を採決します。

この決算は、認定することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

議長 (榊原淑友君) 起立全員です。

したがって、認定第10号「平成24年度公立森町病院事業会計決算認定について」は、認定することに決定しました。

しばらく休憩をします。再開を11時5分から行います。

(午前10時55分 ～ 午前11時5分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第21、請願第1号「新聞軽減税率に関する請願」を議題とします。

本請願は、9月10日の本会議において、第二常任委員会に付託してありますので、これから委員会審査の経過並びに結果について、委員長報告を求めます。

第二常任委員会委員長、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) 平成25年9月森町議会定例会、第二常任委員会、委員長報告をいたします。

去る9月10日の本会議において、第二常任委員会に付託された請願は、請願第1号「新聞軽減税率に関する請願」、以上、1件であります。

付託された請願審査のため、去る9月13日に委員会を招集し、審査を行いました。その審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

ます。

9月13日午前9時、委員会室に全委員出席、当局より町長出席のもと、委員会を開会しました。

職員による標題と紹介議員名、請願者名の朗読の後、請願第1号「新聞軽減税率に関する請願」を議題とし、紹介議員の説明を受け、質疑に入りました。

合売店と専売店の関係はとの問いに、請願者にはすべての合売店、専売店が含まれているとの答弁でした。

消費税に複数税率が導入されず、新聞にだけ軽減税率の適用を求めることに疑問を持つがとの問いに、複数税率を導入した上で、新聞への軽減税率を求めているものであるとの答弁でした。

先進他国とはとの問いに、新聞・書籍の消費税がゼロの国はイギリス、ベルギー、ノルウェー、デンマーク、標準税率より低く設定されている国は、30箇国ほどあるとの答弁でした。

他に質疑もなく、以上で付託された請願の審査を終了し、討論を省略し、採決を行いました。

請願第1号「新聞軽減税率に関する請願」は、委員全員の賛成で原案のとおり採択されました。

以上が、付託された請願についての審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げ、第二常任委員会委員長報告を終わります。

議長 (榊原淑友 君) 以上で、委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友 君) 「質疑なし」と認めます。

お諮りします。

本案は、説明・質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長

(榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員

(西田彰君) 6番西田です。「新聞の軽減税率適用に関する請願」採択に反対の立場から討論いたします。

新聞の軽減税率に関する請願内容は、消費税の税率アップが新聞購読中止家庭の増幅を助長し、社会的使命と民主主義、知的レベルの確保や社会への関心度の低下を危惧すると述べ、さらに、増税が家庭への経済的負担を増すこと、特に社会的・経済的弱者にその傾向が出たときには、格差の拡大により社会不安を招くと述べています。

これは、消費税増税がいかに国民に大きな負担をかけるのか、雇用不安を招き、日本経済をさらに低下させてしまうかと認識する中で、「複数税率の導入」「新聞には軽減税率導入」を求めるということは、消費税増税には賛成だが新聞は軽減してほしい、これでは余りにも虫のいい話といわざるを得ません。

実は、全国紙と一部の地方紙は、2011年6月当時の民主党菅首相の下で税と社会保障の一件改革案を正式決定されたのを受けて、特に社会保障の中身の議論が深まらないことに批判を集中し、新聞各社は早急に税率アップを求めるという社説、論調が目立ってきました。

今年1月には、朝日新聞社新年祝賀会において、社長の社員向けの年頭挨拶で、「14年春と15年秋に予定される消費税増税を何としても乗り越え、勝ち残らなければならない。増税分はそのまま購読料に転嫁して読者に理解を得たい。ただし、1989年の消費税3パーセント、97年の5パーセントへの引上げ時とは国民の懐余裕が違う、新聞購読中止のきっかけになりかねない」と発言し、各部門があらゆる知恵を絞るよう檄を飛ばしています。さらには日本新聞協会が「新聞に軽減税率の適用を」と大運動を展開してきていることも見

逃せません。

消費税増税を散々煽っておきながら自分たちは「助けてくれ」、これは通る話ではありません。請願提出者である「中遠新聞販売組合」さんが、日本新聞協会の意をくんで提出されたことは明らかであります。

消費税増税に対する国民世論は60パーセント前後が反対、若しくは先延ばしを求めています。請願どおり意見書提出がされれば、森町議会と私を除く議員皆さんの見識が問われかねません。

今森町議会に求められているのは、請願理由の前半で述べられているように消費税増税の弊害を取り除くための中止を求める意見書提出ではないでしょうか。

このことを申し上げまして私の反対討論を終わりますが、今、国民・町民の中には増税に対する様々な意見・提案がされておりますし、安倍首相が結論を出すのではないかといわれる10月前半を挟んでさらなる世論の動向、各界の動きも活発になると思われますので、この9月議会では結論を出さず、継続審査とすることも考えられるのではないのでしょうか。

議員各位のご賛同をお願いいたしまして討論といたします。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男君) 12番小沢でございます。第二常任委員会に付託されました請願第1号、新聞軽減税率に関する意見書提出を求めるもので、この請願は消費税増税に際し複数税率の導入と軽減税率を適用するよう政府に働きかけていただきたいという内容でございます。

請願について私は賛成です。理由でございます。消費税増税です。安倍首相は10月上旬に判断するとしていますが、8パーセント、10パーセントというふうに恐らく上がることが予想されます。

消費税は一律に所得に関係なく上がりますから、所得の低い人ほど負担が重くなる「逆進性」への対策が不可欠性であります。

メニューの豊富さや規模で大きく見劣りがする食料品などの税率を低く抑える「軽減税率」を増税時には導入されないことが報道されていましたが、軽減税率という形で主に生活必需品を中心に変わっていくという流れも今後ますます強まっていく中で、新聞の役割については、私は一言で言うなら世の中の働きを知る媒体と思っています。

また、新聞は私たち国民にとって知識を高める意味で教養、文化といった重要な印刷物でもあります。

インターネット等によって活字離れが進んでいるという面では非常に厳しい業界だとも言われています。しかし、活字というものは自分の目でしっかり見届けながら人間形成を図っていくという面では、重要な要素が私は新聞にあると思います。

子供の読解力や表現力を磨き社会性を育むとされ、近年教育に新聞を活かす「NIE」の取組が全国的に話題を呼び注目されてきました。今夏7月25日・26日の二日間、学び発見ふじのくにかから、「やさしいNIE」をスローガンに静岡で全国大会がグランシップで開かれ、先駆的に取り組んできた基調講演などが行われ、高く評価されています。

軽減税率導入に対する世論調査結果では、すべきと回答した毎日新聞で81パーセント、読売新聞では74パーセントであります。多くの国民が消費税増税の際に軽減税率の導入を求めています。

新聞の購読料が高いと感じている人は54.1パーセント、購読料が安いという人はわずか1.5パーセントです。来年4月に予定されます消費税増税によって各家庭の経済負担が増し、社会の鏡であり、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることが懸念されます。また、国民の活字離れを加速させ国民の知的レベルや社会への関心が低下することにより、地域づくりにも悪影響を及ぼしかねません。

日本は戸別配達率が94.94パーセントと世界一を誇っております。戸別配達制度は知る権利にこたえているだけでなく、一人暮らしの

お年寄りを見守り、また、防犯などに協力、地域安全・安心も一緒に届けています。この軽減税率の適用を求めることに対しまして私は賛成します。

議員の皆様方のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成の討論を終わります。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから請願第1号を採決します。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (榊原淑友君) 起立多数です。

したがって、請願第1号「新聞軽減税率に関する請願」は、委員長の報告のとおり、採択とすることに決定しました。

日程第22、発議第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

議長 (榊原淑友君) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思いません。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

これから発議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第1号「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、内閣総理大臣・財務大臣・総務大臣・衆議院議長及び参議院議長に提出いたします。

日程第23、発議第2号「重度障害者(児)医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職 員 朗 読)

議 長 (榊原淑友君) お諮りします。

本案は、説明・質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

これから発議第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議 長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、発議第2号「重度障害者(児)医療費助成制度における精神障害者の適用改善に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、静岡県知事に提出いたします。

日程第24、一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

1番、伊藤和子君。

1 番議員

(伊藤和子 君) 1 番伊藤和子でございます。私は先に通告いたしました、公立森町病院の医師不足対策と存在意義の在り方について町長にお伺いいたします。

公立森町病院は町民の命と健康を守る安全・安心な町づくりの拠点施設として、高度で良質な医療の提供と地域医療機関と連携し、地域医療の向上に貢献しようとするものであります。町民に必要とされる病院であり続けるためには、効率的な病院経営を行い、公立病院ならではの存在意義を確保していかなければいけません。

近年、森町病院に限らず医師不足は公立病院で抱えている大きな課題です。森町病院は今年の7月から眼科が休診となり、昨年4月からは常勤整形外科医が1名となり、町民の求めている医療体制に対応できない状況におかれております。

このような現状に対してどのような対策を考えているのか。また、森町病院の医師不足による医療体制の現状を町民がどのように受け止め、感じているのか、またこの厳しい状況の中、実際に町民の声が届き、町民の求めている地域医療というものを把握できているのか。私は公立病院として果たすべき役割は、町民の切実な要望に対しての声に耳を傾け、誠意を持って対応し努力して、問題解決に向け実行に移し、住民の望んでいる状態に近い状態にもっていくことが大切であると考えます。

医師不足は早急に解決できるものではないと理解しておりますが、中東遠医療圏内の病院・近隣市町の開業医との連携で町民の要望している眼科・整形外科の非常勤医師確保はできないものなのか。以上3項目についてお伺いいたします。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 伊藤議員の「公立森町病院の医師不足対策と存在意義の在り方」についてのご質問にお答え申し上げます。

1 点目の「町民の求めている医療体制に対応できない現状に対してどのような対策を考えているのか」についてのご質問でございますが、議員ご案内のとおり、平成16年の新医師臨床研修制度により

まして、従来の医局人事による医師派遣が崩壊し、大学を卒業した医師が、卒業後大学を離れ、症例の多い病院へ自由に医師が集中し、症例数の少ない地方の小さな病院へは医師が集まらない状況が続いています。こうしたことから、医局からの医師の派遣が十分にできていない現状がございます。

毎年浜松医科大学の医局へ森町の状況等を各教授にお話をし、各医局の教授も十分に森町病院の状況を承知をしていただいています。またご承知のように、院長も浜松医大の出身でございますので、連携を図りながら、医局からも森町の状況については応援をしたいという気持ちが伝わってきておるところでございます。しかし、なかなか教授の意向に沿って職員が動いていただけないという事情もまたあるということも聞いているところでございます。

これまで他の大学や医師派遣の会社への募集等を行って参りましたが、応募がないのが現状でございます。浜松医大も臨床研修病院としての役割を果たすため、県内への定着率を促進するよう努力し、現在の4年生からは定員も増やしていますが、卒業するまでには数年かかり、すぐには効果は現れませんが、努力をいたしているところでございます。

また、医大の募集についても地域枠を設けて、医師確保にも努めていると、このようなことを聞いております。病院としましては、今後も浜松医大の医局にお願いをして、派遣していただくように働きかけをして参るつもりでございます。

また、内科医につきましては、山村振興法に基づくへき地医療対策として、へき地等に所在する病院への自治医科大学卒業医師の派遣を私が町長就任後の平成15年よりお願いいたしまして、毎年1名の派遣を受けており、義務年限明けの職員の確保にも努めて参りました。現在、自治医大出身の医師は派遣の職員を含め3名の内科医に勤務をしていただいているところでございます。

2点目の「病院が町民の求めている地域医療を把握できているか」については、森町病院友の会が平成22年9月に結成され、町民から

支援を頂くとともに、各地区で開催される懇談会へご一緒させていただき、町民からのご意見を伺い、意見交換等を通じて病院への理解を深めていただいているところでございます。

また、病院としても限られた医療資源をどのように活かしていくかを常に考えて参ったところでございます。国の医療行政も同じ方向へ向かっていますが、従来の病院完結型の医療から地域完結型の医療へと方向転換する中で、平成20年度には磐田病院と連携を結び、平成21年度には回復期病棟を設け、早期の家庭復帰・社会復帰を実現し、平成22年度には在宅療養支援病院となり、地域の診療所とのネットワークづくりに取り組んできたところでございます。

平成23年度には家庭医療クリニックを開設し、昨年からは在宅医療にも取り組み、平成24年度は地域包括ケアを念頭に置いた在宅医療連携拠点事業にも取り組み、多職種合同カンファレンスを通して介護と医療が顔の見える関係を築いたところでございます。

家庭医療クリニックの開設は、かかりつけ医の普及を目指しており、さらには外来の専門性を高め、病院と連携する中で地域ニーズにこたえられるものと考えています。こうした病院の機能分化とネットワークの構築が、現状の中では最良だと考えております。

3点目の「中東遠圏内の病院・開業医と連携して医師確保はできないか、そして、整形医・眼科医師の確保はできないか」ということでございますけども、医師不足は森町に限らず、他の病院においても大変苦勞をしているところでございます。

議員ご提案の中東遠圏内の病院と開業医との連携、ネットワーク作りは病院としても取り組んでおりますが、医師の派遣については現在、磐田市立総合病院から外科医師の派遣のみとなっております。こうした派遣についても、大学の医局の理解がなければできるところではございません。眼科及び整形外科医師については、町民からの要望が多いことは病院としても十分理解をしているところでございます。今後も医師確保については、最大限の努力をして参りますので、ご理解を頂きますようお願い申し上げます。

なお、家庭医養成プログラムにつきましては、地域医療再生基金事業が平成25年度で終了いたしますが、継続できるように先日県に要望をし、前向きな意見を頂いております。現在研修中のレジデントにつきましても、研修終了後家庭医療クリニックに残っていただけるよう期待をしているところでもございます。

また、浜松医大は、県の9月補正予算で地域の医師不足支援を目的とした家庭医療学講座を開設していく予定でございまして、この講座と家庭医療クリニックが協力をして人材養成をすることによって、地域に定着する、また必要な医師の確保ができるものと考えているところでございます。

以上申し上げまして答弁といたします。

議長
1番議員

(榊原淑友君) 1番、伊藤和子君。

(伊藤和子君) 町民の求めている地域医療とはどういうものなのか、しっかりと受け止め把握し、医師確保においても様々な対応策を考え対応はしているけれどもやはり難しいということですね。

今年の5月に病院の目標管理発表会がございました。その中で常勤整形外科医医師が外来の業務が忙しく、一人当たりの診療の質が低下し、入院業務に関しては手術や緊急がある場合は業務がおろそかになるという部署の報告がございました。内科におきましても、部署の課題として内科医師の不足、育成の対象となるような若手医師がいないという報告があげられています。明らかに現状の体制では常勤医師の医療現場における過重な労働が深刻問題となっており、早急な対応策が必要かと思われまます。

現在の常勤医師の負担の軽減が速やかに改善され、医師にとってやりがいのある、また必要とされていることが実感でき、モチベーションを高め、目標を持てる病院にしてあげることが大事なのではないのでしょうか。このような医師の過酷な現状をどのようにとらえているのでしょうか。

私は先日議会事務局の計らいで、森町病院と同じ医師不足の課題

を抱えている市立湖西病院と市立御前崎総合病院を訪問し、現状の課題対策について伺ってまいりました。医師確保に向けて努力はしているが、いまだにこれといった具体策がなく改善されていないということでした。しかし、市立御前崎総合病院では原発問題・津波の危険性があるにもかかわらず、海が近いという利点が活かされて、サーフィンが趣味という医師が病院を志願し勤務しているということでございます。

先ほど町長がお話をしていただきましたけれども、森町も是非ですね、病院のホームページの医師募集覧、そして医師の紹介派遣会社、医療雑誌の医師募集覧に地元の特色を最大限に生かしたPR、メリットを載せてみるという試みはいかがでしょうか。やはり、今後いつ起こるかわからない震災に対しての危機管理のためにも、常勤の医師確保が必要であると私は考えます。

議 長
町 長

(榊原 淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松 藤雄 君) 今の常勤医師の確保現状についてですね、現在で足りているという思いは一切いたしておりません。それが故に、私が町長になりまして浜松医大から内科医が派遣していただけなかったという状況、また、横浜の方からきていた伊藤医師が共に移ってしまったと、内科医が空白になってしまったということで、何としても内科医を確保しなくてはいけないということで、自治医大の派遣枠を県にお願いし、そして自治医大の年期明けの医師を来てもらうように努力をして、今の内科の医師が確保されているということございまして、この自治医大の派遣枠についても、県下では二人の枠しかないところをお願いをして、その一人分この森町病院に派遣していただいているわけでございます。

併せて浜松医大にもお願いしているわけなんですけども、過去の経緯があって内科医についてはなかなか難しいという状況があるが故に、そのような努力をしているところでございます。

また現在の他の科についても、院長とともに教授、あるいは学長にお会いしていろいろお願いしているわけなんですけども、教授はです

ね、森町病院に派遣したいと思ってもですね、以前ならば教授が森町病院に行きなさいといえは医局員は分かりましたと言って来てくださった。しかし、今は教授が森町病院に行ってくれよと言ってもですね、いや私は専門医としての勉強を取りたいので、症例の少ない森町病院には行きたくございませんと、こう言われたときにはそれ以上言えない、それが故に磐田市に派遣をして磐田市から森町病院に派遣することについてはどうかということで、磐田病院とも連携として森町病院と浜医大と三者が連携をしながら、磐田市に派遣した医師を森町病院に応援をしていただく、こういうふうな苦勞をして現在具体的な医師確保をしているわけございまして、決して現状に甘んじているわけではございませぬけども、できることはいろいろ手立てを尽くしているということをご理解いただきたいと思います。

また、県においても医師確保のために奨学生枠100人の枠を作りまして、約20億ぐらいの予算を使ってですね、医師確保に努めているんですけども、その奨学生枠の配置先についても、医師の学生の意向を尊重しつつ配置しているということでございまして、なかなか森町病院にというのは難しい状況ということは聞いておりますけども、何とかそこもですね、ある程度時間が経過とともに小規模医師についても派遣してもらえよう願いを続けているところでございまして。なおPR等については、病院の局長の方から答弁させますのでよろしくお願ひします。

議 長
病 院
事務局長

(榊原 淑友 君) 病院事務局長。

(一 木 進 君) 病院事務局長です。先ほど2点ほど伊藤議員の方からご質問があったと思いますけれども、医師の過重労働の現状どのようにとらえているかという点とですね、ホームページにですね、もうちょっと地元色を載せる試みはどうかというその2点だと思いますけれども、医師の過重労働につきましてはですね、病院の中でもですね、検討させていただいた中でですね、病院医師が、医師以外でもですね、できる業務、エコーとかですね、そういった

検査になりますけれども、そういったものについてはですね、医師にやらせるというようなそういった形で医師の過重労働を押さえるような形で本年度取組をさせていただきました。

また国全体の中でもですね、医師の過重労働というのがですね、問題になっておりますので、その点につきましてもですね、厚生労働省の方で看護師に医師の業務をですね、ある程度代行させるというような形で国の方でも検討されておりますので、今後そういったことが検討されて看護師の方にですね、業務が移ってくるというような、そういったことになってくるというふうに考えております。

それとホームページにですね、地元の特徴を載せる試みはいかかかということでありましてけれども、ホームページの方にですね、議員のおっしゃるようにですね、そういったことも載せていきたいなあいうふうに思います。

また今病院の方で進めているのがですね、ホームページ以外にフェイスブックですね、法人用のフェイスブックをですね、立ち上げるということで現在準備を進めております。ホームページよりもですね、タイムリーにですね、色んな情報がながせるということで、もう少しタイムリーに流せるということで、院長の言葉とかですね、事務局長の趣味とかですね、そういったのもですね、載せて森町病院ってこういうことをやっているんだよというものをですね、フェイスブックで発信をしていきたいなあということで今準備をしておりますので、来月か再来月辺りには森町病院のフェイスブックが立ち上がるというような形で今進めております。以上です。

議 長

(榊原淑友 君) 1 番、伊藤和子君。

1 番議員

(伊藤和子 君) 医師の過酷な現状を認識し、いろいろな取組を考え、医師募集に対しても新たな試みをしてくださるということですが、私は時代の変化とともに、公立病院の果たす役割に変化が求められていると考えます。

病院の役割は、病院としての機能を果たせば良いというものではありません。私は病院の存在意義の在り方に疑問を持ち、今年の 7

月に滋賀県で開催されました「地域医療の課題と方向性について」のトップマネジメントセミナーを2日間にわたり受講させていただきました。

その中で、日本の医療の問題点は、医師の偏在と医療の地域格差、専門性に片寄った医療提供体制、そして地域医療体制の未整備等が挙げられました。これからの地域医療は地域で支え、守り、考えていかなければ地域医療は再生できないという内容のものでありました。そのためには、住民の病院に対しての意識の改革が必要であり、病院は住民にとって町の財産であり、誇りが持てるような医療体制の構築を考える必要性も出て参ります。

森町病院は家庭医療クリニック、在宅医療支援室、森町訪問看護ステーションとの連携がとれており、地域医療に貢献し医師体制の整備が劣っているとは思えません。今後も今以上に地域医療体制を充実させ、住民の期待にこたえる医療の提供をしていただきたいと思います。思っております。

公立の病院に対しては様々な意見がございますが、現在の森町にとりましては、町民の命を守る大事な医療機関でございます。これからは病院側だけに医師確保の責務を任せるのではなく、地域の住民と行政、そして病院が協力して解決策を考えていく時代になっていくことと思っております。

森町病院としての果たすべき役割は、地域から必要とされることにこたえることであり、それによって存在意義が明確なものになるのではないのでしょうか。

最後に、もう一度だけ確認をさせていただきます。町として今後住民と病院と一緒にあって地域医療を守り医療確保に向けて今まで以上の努力をしてくださるということで、町長よろしいでしょうか。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 伊藤議員に少しご理解をしていただきたいと思います。何か組織が病院と町とは別のようなイメージを持っていらしゃいますけども、病院の管理者は町長でございます。病院の

町長の下に病院があるわけでごさいますて、まさに病院は頑張っているけども町長は余り頑張っていないなあと、このようにも受け取れるような感じがいたしましたので、そこはやっぱり議員としてのご理解を頂くように、したがって組織としては行政の中に病院が、行政に対比する者として議会があります。住民があります。ですから、議会においても是非病院のことについてご理解いただいて、そしてご支援を頂くことが医師確保につながるわけでごさいます。

浜松医大に行ったときも、教授も学長も議会のご意見はどうですか、議会は応援してくれていますか、このように必ず聞かれます。そのときに森町議会は全員が病院を応援してくださっております。議会と行政は一体でごさいます。是非よろしく申し上げますと申し上げているところでごさいます。また、町民は病院を考える会を作っていたら、そして病院を支える住民組織もできております。どうぞ安心をして医師の派遣をお願いをします。こう言うように伝えておりますから、是非このところをご理解いただくとともに、また当然病院のために今後も引き続き頑張っていくことを答弁させていただきます。

議長 (榊原淑友君) しばらく休憩をします。再開を13時から行います。

(午前12時00分 ~ 午後1時00分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小沢一男君) 12番小沢でごさいます。議長に質問のお許しを頂きましたので、私は、眼科医確保について抜本的対策、いじめ対策、平和教育について3問質問させていただきます。

1問目は、眼科医師の確保へ抜本的対策について伺います。

全くの素人が医療に関する質問をするということは無謀極まりないと思いますが、今全国的に病院の医師不足が深刻化し、生命と健康に対する住民の不安が強まっております。現在医師不足の解消に特効薬がないといわれる中、特に地方自治体病院は医師確保は最難

関といわれ、医療格差はますます広まる現実にあります。

私たち住民が病気・ケガ等で医療機関を利用する場合、私たちの住んでいるところからできるだけ近いところが望ましいと、これは当たり前のことです。森町で生活するために医療機関が近くにあるということは必須条件あると考える中で、特に常勤であれ非常勤であれ医師在任の診療科が休診・休止となりますと、高齢者や小さなお子さんなどがいるご家庭にとって安心して町に住み続けていただくためには、身近な医療機関の存在と充実は欠かせません。

公立森町病院の眼科医師不在により8月から休止になりました。今までは月曜日午後・木曜日午後と過2回、浜松医科大学附属病院から医師が派遣され診療に当たっていました。平成24年度の眼科受診患者数は2,799人、一日平均233人の方が受診され診療を受けていました。眼科休止に伴い治療中の患者さんは他の病院に変更して受診・治療を受けなければなりません。高齢の皆さんから治療の不安、通院の不安など自己負担が重くかかってくることから心配と不安の声が上がっています。

皆さんもご存じのように、特に70歳以上の高齢者のうち8割以上がかかるといわれています白内障、この白内障は年を重ねればだれにでも起こり得る病気といわれ、治療に有効な眼内レンズ挿入手術に保険が適用が認められ、我が国では1,000万人以上の方が手術を受けられたことが報告されています。また、森町病院改革プランにも、地域において必要な医療を安定かつ継続的に提供していきまるとございます。町長をはじめ関係当局も眼科医師確保に鋭意努力をされていると思われまます。

1点目は、眼科医師確保について抜本的対策、また、今後の見通しについて伺います。

2点目は、広報もりまちに当分の間とお知らせが掲載されていましたが、いつごろか具体案がありましたらお教えいただきたく町長にお伺いいたします。

2間目は、いじめ防止対策推進法制定についてであります。国が

いじめ対策を本格化させて初となるいじめ防止の準律（いじめ防止対策推進法）が本年6月21日に成立し6月28日に公布され、9月28日に施行することになりました。本法律ではいじめの定義を対象にされた児童・生徒が「心身の苦痛を感じているもの」（インターネットを通じた攻撃を含む）と規定しています。その上で、重大ないじめが発生した場合は、学校が事実関係を調査し、その内容をいじめを受けた児童・生徒とその保護者、地方自治体に報告することを義務付けています。

また、重大な被害を及ぼす恐れがある場合は、直ちに警察に通報することも明記し、必要に応じて加害者の子供に出席停止を命じることを求めています。地方自治体に対して、同法は文部科学省が今後、法に基づき定める「いじめ防止基本方針」を参酌し、「地域いじめ防止基本方針」の策定の努力義務を求めています。

町の基本方針の地域の学校の基本方針につながることも、町としてはより現場の目線に立った基本方針に努め、関係機関との連携強化を図る必要があると思います。一方、学校に対しては「いじめ防止基本方針」策定を義務付けています。

私はいずれにしましても、9月の法施行に当たり、自治体・学校・地域社会など様々な日常面における「いじめの芽」をいかに摘めるか、総がかりでいじめの根絶に取り組める現場の態勢づくり、協力や情報共有の仕組みづくりを積極的に整える必要があり、私たちの意識改革が問われる契機としなければならないと思っています。

1点目は、森町として基本方針の策定、2点目は、教育委員会として基本方針の策定、3点目は、学校・教育委員会・児童相談所・警察署等により構成されます「いじめ問題対策連絡協議会」の設置について、4点目は、道徳教育等の充実を定めるとしていますが基本的施策の策定は、5点目は、いじめを防ぐための家庭と学校、町の役割を定めた条例制定の考えを教育委員長にお伺いいたします。

3点目は、平和教育について伺います。

8月6日広島原爆忌、8月9日長崎原爆忌、今年も広島・長崎へ

原爆が投下されてから68年、国際社会から「核兵器のない世界」に向けて歩みを進めています。

8月3日から6日にかけて、核兵器廃絶を目指して世界の都市が連帯する「平和首長会議」の8回総会が広島市で開かれました。この会議には、157か国・地域の5,712都市加盟、合計人口は約10億人で世界人口の7分の1を占め、加盟都市の多くは戦争で市民の犠牲を出した過去を持ち、空爆による破壊、化学兵器での住民殺りく、核ミサイル配備など、それぞれに平和を求める由来と動機があり、各代表の話は説得力あったことが報道されていました。また、多くの発言者が原爆の惨禍を「資料で知ることと、被爆地に来て感じるということは全く違う」と語っていたことが印象に残ったと報道されていました。

来年2014年の春には、核兵器を持たない10箇国からなる「軍縮・不拡散イニシアチブ」の外相会議が広島で開催されるといわれています。世界で唯一の被爆国である日本は、核廃絶に向けてリーダーシップを発揮していかなければなりません。

本町も平成12年3月28日議会決議されました「非核平和都市宣言」の一部抜粋の中で、「森町は、あらゆる国の核兵器の廃絶と世界の恒久平和を求めて、真の平和実現のために努力するとともに、核兵器のもたらした恐るべき惨禍と平和の尊さを次の世代に語り継ぎ、平和を願うすべての人々とともに平和追求への不断の努力を続ける「非核平和都市」であることを宣言する」と明文化されています。

68年前の夏、我が国は「戦争はもう二度と繰り返さない」と強い決意で軍国主義と決別し、平和国家として再出発をしました。日本国民の平和を求めてやまない強固な決意と懸命な努力が戦後復興を成し遂げる力となりました。

昨今は、戦争や被爆体験の風化が指摘される中、戦争の悲惨さ、残酷さを語り継ぐ被爆体験者、戦争体験者の高齢化が進み、語り継ぐ人たちが少なくなっていく限界や課題が浮き彫りになってきていることから、歴史の事実を後世に語り伝え残すことがますます困難

になってきている中で、平和教育は大人の責任であると思われま

私は、歴史を正視眼で直視することが平和教育の原点と考えます。戦争・原爆の悲惨さのみならず、生命の尊厳・人命の尊さを教えることが根底になければならないと考え、唯一被爆国日本としての体験を未来に伝え、核廃絶の思いを共有する平和教育の一環として次世代から後世に伝え残すために、本町の小学生・中学生の代表を毎年広島平和記念式典に参列・派遣する考えがとおりでしょうか。教育委員長にお伺いいたし質問といたします。

議 長 (榊原 淑 友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松 藤 雄 君) 小沢一男議員からのご質問にお答えを申し上げます。

初めに「眼科医師確保への抜本的対策について」お答えを申し上げます。

1 点目の「眼科医師確保について抜本的対策また今後の見通し」についての質問でございますが、現在、浜松医大の眼科医局から中東遠管内の公立の 5 病院への医師の派遣につきましては、御前崎総合病院へ常勤 1 名、中東遠総合医療センターへ常勤 3 名、磐田市立総合病院へ常勤 1 名、菊川市立総合病院へ非常勤で週 3 回午後の診療となっています。

今後の状況につきましては、磐田市立総合病院の常勤医師が 12 月いっぱい退職し、非常勤週 2 回、菊川市立総合病院も 10 月からの非常勤医師の診察が週 3 回から 2 回となる見込みでございます。浜松医大の眼科医局には 4 年間研修医が入局しない状況が続いておりまして、浜松医大からの眼科医の派遣は非常に厳しい状況に置かれております。

このようなことから、先日も愛知県内の医科大学を訪問し、眼科医師の派遣をお願いをしたところでございますが、眼科を希望する医師が少なく医局に医師が集まらないということでございまして、現在医師派遣をしていただいている各病院への派遣に苦勞しているとのことございました。

こうした状況から、眼科医の確保につきましては、中東遠地域の共通の問題としてとらえ、各病院と連携して医師確保の課題解決に向けて今後取り組んで参りたいと思っております、今直ちに病院としてすぐさま対応できるという環境にないことをご理解いただきたく思っておりますのでございます。

2点目の「当分の間がいつごろか具体策は」についてでございますが、具体的な期間のご質問と思えますが、眼科医の確保につきましては、伊藤議員への答弁もいたしましたけども、病院としては現在最大限の努力をし、門戸を広げて眼科医を待っている状況ですので、「当分の間」とは「眼科医が確保できるまでの間」ととらえていただければと、このように思っております。以上で私への質問の答弁とさせていただきます。

議 長
教 育 長

(榊原淑友 君) 教育長。

(井上啓次郎 君) 教育長です。小沢議員の「いじめ対策について」のご質問に、教育委員長に代わりまして、私、教育長からお答えいたします。

1点目、2点目の「基本方針の策定について」のご質問ですが、議員ご指摘のとおり、国の段階でいじめ防止対策推進法が本年9月28日より施行されます。このことに伴い、県教育委員会では各校で制定するいじめ防止の基本方針の基となる、いじめ防止基本方針の策定を進めております。

森町教育委員会といたしましては、県の方針を受けて町としての実情に応じた基本方針を策定し、学校に示したいと考えております。その策定に当たっては、町と教育委員会が別々のものを策定するのではなく、相互に連携しながら町と教育委員会を一本化した基本方針の策定に当たりたいと考えております。

いじめ防止につきましては、これまでも町教育委員会の指導助言を受けて、各学校でいじめ対策委員会を毎月開催し、いじめの実態把握・早期発見・早期解決・未然防止等に努めてきております。そのよりどころになっているのは、昨年度県及び市町教育委員会の共

同で作成いたしました「静岡県いじめ対応マニュアル」です。森町も県下12町の代表として執筆に加わっておりますので、町内各学校にはマニュアルの有効活用をお願いし、きめ細かな指導に特に力を入れているところであります。

3点目の、学校・教育委員会・警察等により構成される「いじめ問題対策連絡協議会」の設置につきましては、現在森町では学校・教育委員会・袋井警察署森分署による「森町生徒指導連絡協議会」を設置し、年2回会合を開催しております。その中で、長期休業中の諸注意や採点の反省、生徒指導上の問題等について協議をしております。

現在ある森町生徒指導連絡協議会の組織を活用し、生徒指導問題を扱う中でいじめ問題も協議していくのが現実的で有効ではないかと思っております。必要があれば臨時会を開催したり回数を増やすことも検討したいと考えております。

4点目のいじめ防止の基本的施策として、道徳教育等の充実を定めることにつきましては、必要なことと思っております。子供たちの豊かな情操と道徳心を育むことは、心の通う人間関係の素地を養うことであり、いじめ防止にとって大切なことであると考えております。

各小中学校では、道徳の時間を要として、すべての教育活動を通じて道徳的価値を自覚させ、自己の生き方について考えを深め、そして道徳的実践力を育成しております。更なる道徳教育の充実のために、基本的施策に盛り込んで、各校の創意を生かした教育活動を教育委員会としても支援していきたいと考えております。

5点目の、いじめを防ぐために家庭・学校・町の役割を定めた条例制定の考えについてですが、今回のいじめ防止対策推進法の施行に伴い、教育委員会としての基本方針及びいじめ防止等に関する具体的措置、各学校の基本的施策や個々の具体的対応、子供や保護者への支援と助言、重大事態が発生した場合の関係機関への報告と連携、迅速かつ適切な方法による事実調査等、様々な施策が推進をさ

れます。

条例制定の有無にかかわらず、家庭・地域・学校が連携して、基本的なしつけや、正義感や自己抑制力・寛容など道徳的価値を備えた子供の育成に努めなければなりません。それぞれが役割を自覚し、いじめ防止のために子供がおかれている状況や気になる表れ、インターネットを通じて行われるいじめなどについて情報を交換でき、信頼しあえる良好な関係を作っていくことが大切であると考えております。いじめ防止についての様々な取組の状況を見極め、条例制定が必要かどうか研究検討していきたいと思っております。

次に「平和教育について」お答えいたします。

先の大戦における戦争の悲惨さや平和の尊さを子供たちに語り継いだり、子供たち自身に考えさせたり気付かせたりすることは、平和教育を進める上で極めて大事なことであると思われまます。とりわけ、日本が唯一の被爆国であり、核兵器のない平和の世界を希求することは日本国民の願いでもあります。

隣の磐田市では、8月5日・6日、1泊2日の日程で、市内の小中学校の代表児童生徒、小学生23名、中学生11名を広島記念式典に参加させているとのことでもあります。引率者10名を含め総勢44名の参加で、事業費は概略150万円とのことでもあります。式典参加の他に原爆資料館も見学をして、学校に帰ってから参加報告会を開いているとのことでもあります。また、磐田市の終戦記念日の式典に広島式典に参加した1人に感想を発表してもらっているとのことでもあります。

参加した子供たちからは、「平和に対する意識が高まった」「平和について考えるよい機会になった」等の声が聞かれ、成果もあがっているとのことでもあります。広島を自分の目で見て、肌で感じてくることは大変意義ある平和教育の一環であると思えます。

一方、森町では7月下旬から8月初旬にかけて、小中学生の北海道森町との友好親善事業が行われております。1年ごとに小中学生16名を、4泊5日で北海道に派遣をし、次の年には北海道からの見

童生徒を静岡県森町に迎えております。この事業も20年以上にわたり継続している取組で、子供たちの友好親善が広がり、深まっております。ホームステイを含む派遣事業から学ぶことも多く、子供たちの成長につながる交流でもあります。

どちらもそれぞれに意義ある取組ではありますが、北海道森町友好親善事業に加え、新たに広島記念式典へ子供を派遣することは、時期的に無理があるかなと思っております。広島派遣に切り替えるには、今まで進めてきた北海道森町との協議が必要になり、積み上げてきた友好親善を損ないかねません。したがって、北海道森町との交流を続けながら、新たな交流や派遣の在り方についても、研究・検討をして参りたいと思っております。

平和教育につきましては、町内の小中学校でも様々な取組をしております。小学校6年生の社会科の授業では「長く続いた戦争と人々の暮らし」の単元で、原子爆弾の投下により多くの人命が失われたことや、その後も原爆症に苦しむ人々がいることを教科書や資料集をもとに学習しています。原爆ドームが核兵器をなくし、世界平和を目指す誓いのシンボルとして世界遺産に登録されたことも学んでおります。

中学校では、「第二次世界大戦と日本」の単元で、広島、長崎への原爆投下について学習し、関連して「原爆の写真に寄せて」の詩や核兵器のない世界平和の実現に向けての日本への期待と役割についても学んでおります。また、小中学校とも地域の戦争体験者を学校に招いて、その方から当時の様子を聞く機会も持っております。

その他、国語や道徳の時間でも戦争や平和について扱っている教材を通して、多くのことを学んでいます。平和教育の大切さにかんがみ、このような取組をさらに充実させ、戦争と平和について、自分なりに感じ、自分の考えが持てる子供たちの育成に、学校共々努力していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 (榊原淑友君) 12番、小沢一男君。

(小沢一男君) 1の点については、本当に町長も大変ご苦労されているということが分かりました。1日も早くやっぱりご努力をいただきたいと、このように思います。

いじめ問題 9月28日に制定されるわけですが、まだ県からはたたき台が来ていないということなのか。なぜかというんですね、いつもテレビなんかで見ますとですね、本当にいじめが僕は前にもいじめというのは飽くまでも悪であると、いじめ側が、それから新聞を見ていると先生の認識というのがですね、いつも思うんですけど、もこれは違ったらごめんなさい。いじめのテレビを見ていると教師や教育委員会が会見でいつも思うことはですね、いじめがいけないという共通認識が十分ではないのかなあと、いじめ側も問題があると、要するにそういう風潮が先生や教育委員会にいじめられる側にもいじめる側にもそういういろいろな問題があるというそういう風潮が残っていないかなあというように思いがするんですけども、絶対にいじめはあってはならない不祥事なので、特にしっかりした取組をお願いしたいと思うんですけども、条例もですね、やはり森町は森町としてしっかりした条例も全国的に見ると作っているところもございますので、条例についてはもう一度というかですね、なぜこの条例をしっかりとお願いしたいというのはですね、僕このちょっと認識が違っててもわかりませんが、この基本方針にしても施策にしてもですね、地方公共団体は国でだいたこと県でだいたことを参酌しながら状況に応じてやるならやるという事後努力を述べているのに対して、学校側はこれが義務ですよと、作りなさいよと、この違いが何なのかなあという一つの私には疑問があるんですけども、学校側が策定義務、地方公共団体は努力義務とそういうのが今回森町は一体で作ってくれるというのがありますけども、その中で特に条例も必要ではないかなと、このように思いますけども。

それともう一つはですね、記念式典、北海道は北海道で約20年の歴史がありますけども、私はなぜこの時期にと思うんですけども、いよいよこの68年を迎えた中でこの前の広島の前市長の松井さんとい

う人がですね、式典で述べていたことが非常に私自身に痛烈に印象に残ったのがですね、原爆というのは非人道的な兵器の極みであると、絶対に悪であるということを強く訴えていたことが非常に松井市長の言葉が印象に残りました。

それとまた、今教育長もご存知だと思います。役場の職員の皆さんもご存知かと思いますが、あそこに子供の像がございます。これは長い話になりますけども、2歳の時に佐々木禎子さんという方が被爆して、そして本当に8歳の時に病院に入られて12歳という短い人生を終えた、そういう中でわずかキャラメルを包んだ折り紙いろいろの広告から何からいろいろな包みの中から折り紙を折りながら、自分が死ぬのが分かっていたにもかかわらず、そういうものを折り鶴を折りながら自分の片方では死ぬということだと、でも生きたいという思いが強くそれで亡くなったわけですね、12歳という短い人生を終えたわけです。でもそのことが発端になってあの子供の平和の塔が立ったんですよね。同級生がみんながそういう気持ちになって佐々木禎子さんのためにそういう気持ちになった、そこから平和の塔ができたということも聞いております。

ですから時に教育長おっしゃってましたけども、今度の10月10日にはできれば私も聞きに行きたいなあと思います。聞かせていただければ中学2年生を対象に森中の戦争体験講座が行われると聞いておりますけども、北海道は北海道であって、本当に風化していく中で森町と言うのは直接、本当に戦争体験というか戦争へ行ってきた人達が語りべとして伝えてくれるという体験ぐらいのもんで、爆弾を落とされたとかですね、そういう体験はないわけですね。

ですから、これは私はね、もっともっと一つの今の言ってみれば福島原発問題にしてもですね、大きな核という問題をもっともっと真剣に考える中で、そういうお互い命を散る、自分の命がなくなるっちゅう思いの中で折り紙を折りながらそれが発端となって子供の像ができた。そういう像ができたという中、で幾ら遠くにいてもですね、そういう実際の体験をやっぱり今の小学生・中学生にたと

え2名でも3名でも北海道へやる予算を削りながらですね、そういう中で代表を送っていけば効果があるのかなと。

そこから発端になってやっぱり永遠にそういう戦争という悲惨さ、戦争という本当にですねもう今の中東を見てもですね、どこ見ても内乱の悲惨さは民衆が犠牲になってしまう。そういう中で北海道は北海道として20年もやってる歴史があるますけども、そのたとえ1名でも2名でも代表を全校から選ぶじゃなくても結構ですので、そういう思いはあるかお聞きしたいと思います。

議長 (榊原淑友 君) 教育長。

教育長 (井上啓次郎 君) 教育長です。3点あったかなと思いますが、まず1点目の基本方針の策定についてでありますけれども、今県の段階で各市町へもアンケートを出して、それを集約しながら県としての基本方針を策定中であります。

近々にそれが示されると思いますので、それを踏まえて、そして森町として必要なそういう基本方針の策定をしたいというふうに考えておりますが、地方公共団体については努力義務ということでお話がありましたけども、学校は直接関わる場所でありますので、学校は必然的に作らなくては行けないと、そういう形になってきているということですのであります。しかし学校だけに任せておくということもいけないことですので、町として教育委員会として一本化したものを早急に県のものを参酌しながら作って、学校に示しながら学校と共々いじめ防止対策について具体的に進めていきたいと、そのように考えているところであります。

それから、条例につきましては基本方針を策定するというのが1番のポイントになるかなと思いますが、議員おっしゃるように町や学校や保護者が役割をきちんとわきまえた、そういう条例というようなご質問があったかなあとありますが、これにつきましてはそれぞれ学校・家庭にもお願いすることはたくさんあります。学校で実際に進めなくては行けないことがあります。町と相談して進むことも必要になって参ります。

特に重大な事案が発生した場合については報告義務もあるわけなので、そういう意味でそれぞれが役割を分担をして自覚して進めると言うことで、9月28日以降進められますので、その状況を見極めて改めて条例が必要なかどうかというところを見極めて検討もしていきたいというふうに考えているところであります。

それから3点目の記念式典への派遣の件であります。やはり平和の尊さ、戦争の悲惨さ、これを風化させてはいけなというのは小沢議員かと私は同じ思いであります。そういう意味で、北海道森町との交流も進んでいるわけですが、新たな交流の仕方があるのかなのか、時期を同じくしてやれるのかどうか、修学旅行等でいった経験もあるという学校もあります。

そういうところでちょっと広島は遠すぎるということで反省では行く学校がなくなっているわけですが、何か別のことで広島原爆記念館を見学するとか、何かそういうことと合わせてやれることがないかどうかという、そのへんのところを少し新しい角度で研究・検討もしてみたいなというふうに思っております。以上です。

議長
12番議員

(榊原淑友 君) 12番、小沢一男君

(小沢一男 君) もう一度基本方針ができたらすね、条例中にも法律の中にもです、確か21条でしたと思いますけども、その中に啓発活動というのがございますけども、教育長も準則などがきていますと思えますけども、そういう中で啓発活動はどのように考えていくか、もし森町で基本方針を作った場合にです、施策とかそういうものを作った場合にどういう啓発活動をしていくのか1点お聞きします。

議長
教育長

(榊原淑友 君) 教育長。

(井上啓次郎 君) 教育長です。今学校で進めているいじめ対策につきましては、ここにあります静岡県のいじめ対応マニュアルこれをもとに進めているわけですが、これを見れば本当に細かいところまで保護者にはこういう対応をしてほしいし、いじめを受けた子供にはこういう対応をするべき、いじめをした生徒にはこういう

指導もやっぱりしなくてはいけないというのが網羅されておりますので、こういうものを全部学校で持っております。

したがって、こういうマニュアルと新しく基本方針が合併しますので、それを学校に示して、そして今まで持っている対応マニュアルと合わせながら学校独自のものを作っていただくということをお願いしている。

そしてそれを学校だけに置くのではなくて、やはり保護者や地域の皆さんへも、今年こういう方針を定めましたので、またご協力を頂きたいということで皆さんにもお知らせをして協力を仰いでいくということが啓発につながるのかなというふうに思っております。以上です。

議長
6番議員

(榊原淑友君) 6番、西田彰君。

(西田彰君) 6番西田です。2問質問させていただきます。

1点は地域支援事業の「さわふれ」の充実・拡充を求める、であります。

県の指標において森町は65歳以上の「お達者度」男女で2位1位を達成しました。様々な要因があるかと思いますが、元気で余生を送り、コロッと終活を迎えることはだれもが願っているところがあります。元気で余生を送るといっても人それぞれある中で、少なくとも生きていてよかったという人生を送ってもらいたいものです。また、送りたいものであります。

地域支援事業「さわふれ」はその一環として利用者に喜ばれているものであります。何せ月2回、多くて3回の利用にとどまっています。利用者からは最低でも週1回に増やしてほしい、事業主体側からは増やすことは可能であり、高齢者が「要介護」にならない支援が「さわふれ」では行われており、充実・拡充は必要との声も聞かれます。

しかし、行政の対応は「要介護者」に重点がおかれており実現しておりません。保険料を支払いながら利用することなく暮らす人生

の先輩たちに日々充実した生活をサポートすることは、行政として最も力を入れなければならないことだと思いますがいかがでしょうか。

また、国は来年の介護保険改正で「要支援」を保険から外し、市町村に丸投げする「新しい地域支援事業」に移行しようとしています。全国で150万人の「要支援者」が保険サービスから外されてしまいます。こんな大改悪が行われれば、森町でも多くの高齢者が行き場がなくなるとともに、町村への負担・責任が重くのしかかります。断固反対であります。

高齢者がいつまでも健康で安心して余生を送っていただくことは町民と行政の願いであり、介護の重度化を予防するための防波堤でもある「さわふれ」事業ではないでしょうか。このことから事業の充実・拡充は必要と考えますがどうでしょうか。

2問目は、小学校・中学校の教室にエアコンをという問題であります。

自然環境の変化は著しく、昨年一昨年と比較しても大変な猛暑日が7月から続いています。一昨年やっと町内幼小中教室に扇風機が取り付けられました。これで子供たちの学校での生活・学習環境も少し改善されたと思ったのもつかの間、この極暑であります。恐らくこの気候は通年化するであろうと思われます。

各分野における猛暑における影響・対策の中に小・中学校教室にエアコン設置は考えられないだろうか。子供たちの生活・学習環境のさらなる向上を図り、森町、ひいては日本の未来を担う人づくりをサポートするべきと思うがどうでしょうか。若者定住対策の一環ともなるのではないのでしょうか。

以上、2問質問させていただきます。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 西田彰議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

初めに地域支援事業「さわふれ」の充実拡充を求めることについて

てお答えを申し上げます。

さわふれクラブは、65歳以上の生活機能の低下のおそれがある要介護認定前の高齢者を対象として、できる限り要介護・要支援状態にならないよう支援し、自立して生きがいを持って生活してもらうために実施しているところをごさいますて、ご好評を頂いていることについてうれしく思っております。

今年8月末現在143人が利用しておりますて、町内を5班に分け、月2回から月によっては3回、送迎による方法で、健康チェック・運動器の機能向上・口腔機能向上・レクリエーションや指先を動かす脳活性化のため手芸などを行い、楽しみながら参加し、進んで体を動かす習慣をもってもらえるように実施をしております。

利用する方の評判は大変高く、要介護認定の申請をする状態になると参加できなくなると、今の状態を維持向上するよう頑張っており、95歳の高齢になっても利用している方が5、6名おりますし、出席率も常に高くなっています。

ご家族からも「さわふれが生きがいになっている、行ってくるとすごく元気になって帰ってくる」という声も聞かれます。

県が発表した健康長寿の平成22年度市町別「お達者度」で、森町が女性1位、男性が2位になったことは、この「さわふれクラブ」の活動もひとつの要因になっているかと思われまます。

さわふれクラブでの体を動かすことや指先を動かすことなどは、自宅で、日常生活の中で続けてやることでさらに介護予防の効果を上げるようお願いするとともに、回数を利用者の要望におこたえする中で、平成22年度からは徐々にではありますが増やしてまいりまして、月3回の月を4回設けております。

団塊の世代が75歳以上となる10年後には、要介護認定者の増加が予想されており、介護予防事業はますます重要なものとなり、介護サービスの給付とは一体の関係にありますので、介護予防事業の拡充をすすめる中で回数の増加も検討していきたいと考えております。

また、ご質問の中の要支援者の介護予防給付を市町村の地域支援事業への移行という点につきましては、介護保険法の改正を要しますが、現時点では厚生労働省からは何の連絡もございません。新聞報道によると来年の通常国会に法案を提出をするということで、内容は介護の必要度が低い要支援1・2の予防給付を市町村事業に移行させ、全国一律のサービスから内容や利用者の負担割合を市町村の裁量として、地域の実情に応じた効率的なサービスを可能なものにするということをごさいますして、今後どのような法案になっていくのか注視していきたいと、このように思っているところでございます。

次に、「小・中学校の教室にエアコンは」の質問にお答えを申し上げます。

小・中学校の教室にエアコンはですけれども、幼も入れた方がいいんじゃないのかなと思いますけど、今年の夏は梅雨明けも早く、7月上旬から各地で最高気温が35度を超える猛暑が続き、幼稚園や小・中学校では1学期の後半から大変な暑さの中の生活となりました。

町では近年の夏の高温化に伴い、子供たちの健全な園・校内生活の維持を図るため、平成23年度に幼稚園の保育室及び小・中学校の普通教室に、1教室当たり2台の扇風機を設置し、暑さ対策をして参ったところでございます。この設備投資が功を奏し、今年の夏も大きな健康問題もなく夏休みを迎えることができたところでございます。

更に教育環境を良くするために、エアコンの設置を考えられないかということございますけれども、磐周管内の公立小中学校で普通教室内にエアコンが設置されている学校は、騒音対策で窓が開けられないため設置している学校はありますが、暑さ対策ではどこもございません。大多数の学校が、扇風機を設置して暑さ対策をしているとのことで、それもまずは普通教室から整備をし、特別教室はまだ設置されていないとのことでございます。

子供たちの健康を守り教育環境を整備することは大変重要なことであり、猛暑に対する対策は必要であると考えておりますが、エアコンの設置は莫大な費用がかかり、さらには電気代の増加も見込まれ、財政的負担が大きくなることが予想をされます。

今後の対策としては、熱中症予防や暑さ対策に対するソフト面の指導を学校・家庭と連携し、子供たちに徹底していくことが重要であると思います。また設備面では、小・中学校ではまだ設置していない理科室や音楽室・家庭科室などの特別教室等が72室ございますので、使用頻度が高い教室には来年度予算において、扇風機を設置するよう検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議 長
6 番議員

(榊原淑友 君) 6 番、西田彰君。

(西田 彰 君) 2 問に対して前向きに答弁を頂きました。

さわふれの方ですが、回数を増やしていただくということでございますが、人数もですね、増加させていただく、このようなことができるのかどうか。予算面で約今1,000万位それに予算を組んでおりますが、その人数を増やすことによって1,500万とかになってくるわけですが、その余裕があると思いたすがいかがでしょう。

それからエアコンの関係ですが、全国を見ると、西部地方をみるとそういう状況ですが、全国を見ますとかなりエアコンの設置が進みつつあります。やはり猛暑対策ということだと思いたすが、森町が西部地域に先駆けてそういったことがやれるとなれば、やはり先ほど申しましたように若者の定住対策という一環にもつながるといように考えますがいかがでしょう。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) さわふれの事業については、ご承知のように介護予防事業の中のひとつの事業として実施しているところでございして、介護予防事業全体の事業費が一定の枠で決められているところでございます。したがって、その事業の枠の中で回数と人数がどう対応できるかという所については、詰めて参らなければいけ

ない。町単でやるということではなくて、皆さんから頂いております介護事業の事業の一環として実施しておりますので、一定の制約がございます。

しかし、さわふれについては非常に好評を頂いておりますので、これは充実して参りたい。ですから、今ここで回数をどれだけ、人数をどれだけ増やしますというのはお答えできない状況にはございますけども、それら回数・人数を含めて可能ならば充実して参りたい、このように思っているところでございます。

次に、教室のエアコン問題についてでございますが、全国といった場合にですね、では北海道は入れているのかということになるわけございまして、多分全国の中でも暑いところとそんなに暑くないところと、それは地域に応じて対応しているのではないのかなと思います。

したがって、この西部地域についてはまだエアコンを入れる状況にはないということで、まずはそれ以前の段階として、先ほどお答え申し上げましたように扇風機を入れて、そして必要な対策をまずとっていく。その中で必要が出てきたことについては順次検討して参りたい、このように思います。

議 長
6 番議員

(榊原淑友 君) 6 番、西田彰君。

(西田 彰 君) 国が考えている介護保険改正、これはまだ来年の国会に提出されるであろうという状況で、どういう状況になっていくか分かりませんが、その辺の状況をですね、早く掴みながらその対応を考えていくべきだと思います。それこそ、町の負担がこれがもし実施されれば大きくかかってくるということを、やっぱり念頭において考えなければいけないと思いますが、その辺の先取りした調査というのですか、そういったものをどのように担当としては掴んでいくのか、最後にお答え願います。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 多分、国がこの介護予防の法を改正する時には、地方六団体にもそれなりに相談があらうかと思えます。我々

の組織は全国町村会でございます、全国町村会としてもこの介護の法改正について、当然自治体を実施することになりますと、自治体の財政負担、そして自治体を実施するならば財政支援をした後に自治体としてこの介護予防事業を実施するという、そういうひとつの構想の場が設けられて、その後に法改正という流れになってくるのではないかと、このように思いますので、全国町村会との意見交換をしながら、早めに情報を掴んで参りたいと、このように思っているところでございます。

議長 (榊原淑友君) 7番、太田康雄君。

7番議員 (太田康雄君) 7番、太田康雄でございます。

私は、先に通告いたしましたように、広域連携による公共施設の適正利用についてを町長に質問いたします。

「第6回遠州広域行政推進会議」が行われ、広域連携による公共施設の適正利用などについて検討された、という新聞報道がありました。今回の会議の内容がどのようなものであったか、また、この問題に対する森町としての考え方、取り組み方について、町長に伺います。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) 太田議員からの広域連携による公共施設の適正利用についてのご質問にお答えを申し上げたいと思います。

この議題につきましては、議員ご指摘のとおり、先日の県西部8市1町の首長で構成されます遠州広域行政推進会議において、広域的な行政課題として議題に挙げられたところでございます。

会議の内容でございますが、まず専門家でございます東洋大学の根本教授より、全国的な視点で公共施設の老朽化の現状や広域連携で対応する際の効果的な維持管理や運営方法などについて、先進自治体の事例を交えての講演を頂きました。

当町を含め、どの自治体も公共施設の老朽化に危機感を持っていることから、各市町の現状を把握分析し、課題や取組の情報交換、先進地事例などを踏まえて検討を進めていくことになろうかと思

ます。また、既に8月下旬に設置しております実務担当者から構成されます遠州広域公共資産マネジメント研究会を2箇月に1回程度開催して調査研究を進めていくことになっております。

広域連携につきましては、例えば図書館や体育館、文化会館などの公共施設利用の際の使用料においては、町内・町外の利用者において金額の差があり、相互に利用しやすい環境を整備する意味合いからは、このような状況について自治体の壁を超えた広域的な視点で検討していく必要もあろうかと考えております。

また、現在の公共施設は各市町において、それぞれ設置運営しているところでございますが、単独市町での建設・維持管理・運営については財政面をはじめとした様々なリスクもあることから、遠州地域の市町がその利用方法や運営方法を一緒に研究していくことは、非常に有意義でかつ施設の効率的で有効的な運営に寄与することと、このように思っておりますので、当町としましても積極的に参画していきたいと考えております。

今後につきましては、実務担当者による研究会で検討した内容についての成果報告を受けるとともに、さらに遠州広域行政推進会議の中において、首長同士、継続的に意見交換をしながら、それらの施設利用が有効に推進できるように取り組んでいきたいと、このように考えております。

以上申し上げまして答弁とさせていただきます。

議 長
7 番 議員

(榊原淑友 君) 7 番、太田康雄君。

(太田康雄 君) この遠州広域行政推進会議でこの議題について話し合わせ、そして遠州広域公共資産マネジメント研究会という実務者レベルの研究会が8月から2箇月に1回程度開催されるということではありますが、この公共資産マネジメント研究会の実務者ということですが、どなたが担当されて出席されるのかということと、併せてですね、この遠州広域行政推進会議でこれも実務者クラスの研究會になるかと思っておりますが、遠州広域行政システム共同利用研究会というものが同時進行で行われているというふうに新聞報

議 長
町 長

道の中にも書かれておりますが、このシステム共同利用研究会の内容と、また進捗状況につきましてのご説明をお願いいたします。

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) まず、研究会にだれが参加するのかということでございますけども、広いテーマについては主に企画担当の課長が参画をいたします。例えば、防災対策を共通テーマとして検討しようということになりますと、これは防災監を中心とした参加者で集まって研究します。

3番目の質問の遠州広域行政システム共同研究会等については、主には自治体クラウド等をテーマにしておりますので、これらについては情報担当の室長又はその責任者クラス、うちでは主幹等が責任者になっておりますけども、こういうメンバーが参画をしてお互いに研究しあうということ、テーマに沿ったある程度責任ある立場のものを集めて、そしてお互いに意見交換をするということでございます。

質問の遠州広域行政システム共同研究会の検討内容も併せての質問でございますけども、今自治体クラウドがひとつのテーマになっておりまして、この自治体クラウドをどのように運営するべきかところで議題になったところでございます。

首長も自治体クラウドには関心を持っておりまして、実は私も昨年この地方情勢研究会、日本の東京にあります、ここの主催のシンポジウムにも行ってですね、自治体クラウドとしてどのような取組をしたらいいのかを検討をしてきたわけでございますけども、自治体クラウドにつきましては浜松が人口100万人で区を引いてると、森町が2万人だと、そして単にハード面での統一だけでなく、ソフト面もひとつ統一をしてやりましょうということになりますとですね、非常に大規模でなければいいという問題ではなくてですね、やはりひとつの同じレベルの自治体が共に研究しあう方がより効率的になってくるのではないのかな、このように思っているところでございます。

浜松クラスですと独自に自分たちのソフト開発ができるレベルにございますし、森町のように、うちのコンピュータについては当初は独自に開発をしていたんですけども、今は汎用性のあるコンピュータに変えまして、そして全国相手に開発されたものを森町に一部改正すれば合う、こういう形でのソフトに切り替えてですね、非常に効率が良くなってきているわけでございますので、同じように自治体クラウドについてもですね、同規模レベルの自治体がこのソフト・ハード、どのように運営していったらより効率的なのかということについては、そういう視点からの研究が必要だろうということで、この遠州広域行政システム研究会の中ではすべてが統一していきましょうというレベルには至らなくてですね、まだ結論を出すまでには研究成果が出ていないと、もう少し掘り下げて検討してきましょうというようになったところでございます。

森町のスタンスとしては、浜松の100万レベルのところに合わせるよりも、我々2万人から10万人未満くらいの自治体が智恵を出し合って、そしてそれに合ったハード・ソフトを運営していくことが必要だと思いますし、かつ又、職員もですね、養成をしていかななくてはいけないと、非常に大きなところに委託して、職員の能力もなくなってしまうというのは、今後に向けては大きな損失になる、このように思っております。

合併の時にも袋井市と森町とコンピュータのすり合わせではいろいろ研究したんですけども、小規模でも森町の方が進んでいる部分もたくさんございましたので、それらの良さを活かしながら森町としてどういう取組が一番今後とも望ましいかということについては研究して参りたいと、このように思っております。

議 長
7 番 議員

(榊原淑友 君) 7 番、太田康雄君。

(太田康雄 君) システムの共同利用についてはまだ研究が始まったばかりで、自治体の規模によってその効率が表れるものとそうでないものがあるということだと思います。このシステムの共同利用ということは、効率あるいはコスト削減といった意味ととも

に、災害時のですね、相互援助といいますか、お互いに同じようなシステムを使っていればある自治体が被災した場合にも援助しやすいという面もあろうかと思えますので、そういった意味で今後も研究が進められることを期待してますし、また、もちろんコストの削減、そしてより良いシステムの開発につながっていけばいいことだなあというふうに感じております。

公共施設の適正利用についてということで今回質問させていただいてますが、今年の8月7日に袋井市森町議会議員研修会を行いまして、瀧野先生からこれからの日本と地方行政という演題で講義を頂きました。その中で少子化、高齢化、そして人口減少という時代を迎える中で、インフラ等の公共施設の集約・再生が必要であるというお話がありました。

やはり今ある公共施設をすべて同じように維持していくことはなかなか難しいだろうと、その中でどれを残し、どれを止めるかを判断しなければならない。また、広域で考える必要あるし、小学校であっても老人ホームを併設するなど多機能化を考える必要もあるというような講義の内容でありました。

それから、昨日たまたまですね、新聞にある記事が載っております、それは広島県の企業局が水道事業の管理運営を民間主導に切り替えているという記事であります。水道は原則として市町村が経営するというふうに法律に定められておりますが、広島県企業局では民間が株式の65パーセント、県が35パーセントを出資する水道事業会計が水道施設の管理・運営を行うようにしていると。これによって小さな自治体の施設管理も目指していくということです。

森町でも水道事業を経営しておりますし、また公共下水道事業も進めてきております。これからのひとつの可能性としてですね、上水道・下水道のこの行政区域を越えた広域利用の可能性というものは考えられるのかどうか、この第6回の遠州行財政推進会議の中で、掛川市の松井市長の発言が新聞に載っておりますが、新たな市長合併は難しいと考える。目的別で広域連携を進めたいということであ

りまして、これからさらに合併を考えていくというのはなかなか現実的には大変なエネルギーも必要ですし、どれだけその効果が現れるかということも疑問のあるところで、そういった中で合併ではなくて広域連携をとということで、このような8市1町による推進会議も行われていることと思います。

その中で各市町とも水道事業、あるいは公共下水道事業というのはなかなかこれからも施設管理・運営に財政的負担がかかってくるものでありましようし、かといっておろそかにできない大切なものでありますから、そういったものをですね、行政の境界を越えて接続してお互いに利用しあうというような、そのような可能性について町長のお考えをお伺いいたします。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 市町村の境界を越えて、施設をお互いに共同運営という一環として上下水道はどうかという質問でございますけども、まず公共下水道については、私は維持管理の非常にかからない方式を採用したところでございます。通常普通の市はオキシデーションデッキ方式で、職員を常駐させてその水道施設を管理すると。森町の嫌気好気方式については、職員不在でメンテナンスを委託して週何回かチェックをすれば足りるという状態になっているわけです。ですから、片や職員を常駐させている方式ですし、片や職員が不在でも足りるという方式ですから、これらを共同運営するにしても、余り効率的なメリットは出てこないでしょうと。

強いて出るとすれば、この施設管理を民間に委託しておりますので、この民間の会社が1箇所を回るよりも数箇所を回ることによって、より安いコストで運営ができると。しかし、ほとんどの市は民間の職員をそこに常駐させて管理していますから、市同士ならばそういう効率化は図れるかと思えますけども、森町の場合には、単に点検だけで足りるわけですし、また年間の民間委託量も4、500万ですんでいるということですから、ここを効率化させるという部分についても余りメリットはないだろう、このように思っております。

次に上水道でございませうけれども、上水道についてはこの西部地域はほとんど企業局にお願いをして企業局から水を供給を受けているということですから、既にもう広域的に進めているということになるかと思ひます。唯一自分たちの作ったタンクの水位をどう管理するかということですが、これはコンピュータで職員が常に部屋から把握できるようなシステムになっていますので、この部分を共有化というところについても、なかなかメリットは出てこないだらうなど。

反面、地下水のくみ上げ等については、これはポイントポイントからくみ上げているわけではございませうので、ここを共有化するにしても、そのコストについては余り共有化することについてのメリットは発生しにくい。ですから、結論的に申しますと森町にとって上下水道を広域的な運営にするメリットは余りない。既にコスト削減を進めていると、こう理解していただければよろしいんじゃないかと、このように思ひます。

議長 (榊原淑友君) しばらく休憩をします。再開を14時25分から行います。

(午後2時15分 ~ 午後2時25分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

4番、中根幸男君。

4番議員 (中根幸男君) 4番、中根幸男です。私は、先に通告いたしました2問について質問させていただきます。

初めに、第4次地震被害想定公表に伴う、地域防災計画の見直しと、地震対策についてであります。

県では、6月27日防災会議において、第4次地震被害想定第1次報告を公表しました。東日本大震災を踏まえ、駿河・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで考えられる最大級の地震・津波を考慮した初の想定であります。今回の特徴は、「レベル1」発生頻度が比較的高く、駿河・南海トラフでは、約100年から150年に1回、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波。「レベル2」発生頻度は極

めて低いですが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波に分けたことでもあります。

レベル2の地震・津波の被害想定では、最悪の場合、全県の死者数は10万5千人（うち津波被害9万6千人）となっております。森町では、津波の心配はありませんが、地震の震度が大半の地域で震度6弱から1ランク上がり、震度6強になっておりまして、人的被害も増加しております。

今回の発表を踏まえ、森町地域防災計画の見直しをどのように進められるか、また今後の地震対策についてお考えを伺います。

2点目として、森町では小中学校の校舎等、学校教育施設並びに公共施設等の耐震化は順次進められてきましたが、町道にかかる橋の点検と耐震補強については、どのように取り組まれているか伺います。

次に、内陸フロンティアを拓く取組について質問させていただきます。内陸のフロンティアを拓く取組については、6月議会全員協議会において説明を頂きましたが、森町にとりましては、新東名を活かした町づくりとして重要な政策課題の一つであります。既に内閣府より県が申請した「ふじのくに防災減災・地域成長モデル総合特区」が地域活性化総合特区に指定されており、積極的な取組が望まれております。

そこで、まず1点目にですね、今後の森町の対応として、推進協議会等の設立の時期と、協議会等の構成員についてどのように考えておりますか伺います。

2点目に現在実施する事業として、一つは遠州森町パーキングエリア周辺有効活用推進事業、二つ目は森・掛川インターチェンジ周辺次世代産業集積事業、三つ目は中川下地内、内陸部への移転企業の受皿確保事業等、3地域が計画されていますが、それぞれの取組状況について、どのように進められているか伺います。

3点目として、遠州森町パーキングエリア周辺有効活用推進事業に関連して、JAライスセンター西側、広域農道と天竜浜名湖鉄道の

議 長
町 長

間、通称円田の松ヶ谷地区ですけれども、この周辺についてですね、遠州森町パーキングエリアにも近く、将来の開発可能地と考えておりますが、区域の拡大、あるいは新たな事業の区域として定めることができるかお伺いします。

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 中根議員のご質問にお答えを申し上げます。

初めに、「第4次地震被害想定公表に伴う地域防災計画の見直しと地震対策について」でございます。

1点目の「森町地域防災計画の見直しをどのように進められるか。また、今後の地震対策について」のご質問ですが、まず県や市町の地域防災計画は、災害対策基本法に基づき、県・市町が災害時に処理すべき業務などを具体的に定めた計画でございます。

昨年度につきましては、昨年6月の災害対策基本法の改正に伴い、関係する県や市町において、東日本大震災の教訓を踏まえた防災計画の修正が行われ、森町地域防災計画の修正につきましても、県との事前調整を行い、広域災害や原子力災害を見据えた内容の修正や新たに原子力災害対策編を策定したところでございます。

したがいまして、今年度の防災計画の修正につきましても、昨年度と同様に県との事前調整を行い、修正を行う必要がございますので、県から今年中に発表される予定の第4次被害想定第2次報告を踏まえて、来年3月に森町防災会議を開催し、計画の修正を行いたいと考えております。

また、「今後の地震対策について」でございますが、今年6月、県が発表した第4次地震被害想定第1次報告によりますと、森町に係る全壊家屋棟数については、第3次被害想定854棟に対し、約3,600棟とされておりますが、県は被害想定が大きくなったとしても、今までの地震対策と基本的には変わらないと説明をされております。

当町では、幸いにも津波被害の心配がございませんので、これからの対策は、被害をできるだけ小さくするという「減災」を目指し

た対策を実施していく必要があるかと思っております。

今年度の事業においては、森町防災カードの配布を既に実施したところでございます。また、平成23年度から一般家庭内の家具固定推進事業を実施しておりますが、この事業のさらなる推進のための啓発用のチラシを作成する予定としております。更に、同報無線の難聴地区解消対策として、電波の届きにくい一宮地区に電波を再送信する機能を持った屋外子局の設置を予定をしております。

森町の地震対策につきましては、今後も国・県等の事業も活用しながら、「減災」を目指した対策を積極的に実施して参りたいと考えております。

2点目の「町道に架かる橋の点検と耐震補強について、どのように進められているか」についてでございますが、町ではこれまで平成4年度に6橋、平成7年度に10橋、計16橋につきまして橋梁の耐震診断を実施しております。この診断結果を踏まえ、落橋防止工事を1橋、架け替えを1橋実施したところでございますが、まだ多くの橋梁について耐震診断が未実施でございます。

このため、今後予想される大規模地震の発生に対し、落橋による二次災害を防ぐとともに、迅速な救急・救援活動、緊急物資の輸送、復旧・復興活動が可能となるよう、県の緊急輸送路に指定されている県道掛川天竜線をまたぐ橋梁や、小・中学校などの避難場所及び町の主要施設を接続する、災害対策上重要である町道の橋梁を対象として耐震診断を実施するとともに、診断結果を踏まえ、橋梁の耐震性能や防災上重要な路線などを優先順位を考慮しながら、順次耐震補強に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、内陸フロンティアを拓く取組についてお答え申し上げます。

1点目の今後の対応として、推進協議会等の設立時期と構成員についてでございます。まずは、現在の推進体制について申し上げますと、役場内の情報共有化を図る意味合いから、担当係長レベルで6月から庁内組織を立ち上げ、各職場における内陸フロンティアに関する事業や今後想定される課題等についての議論を重ねておりま

す。また、民間団体との連携ということで、森町商工会理事会の席においても、概要の説明を実施したところでございます。

今後につきましては、役場内でさらに検討を重ねる中で、構想や開発者・進出企業等がより具体化された状態になった時点で設立をしていきたいと考えております。なお、時期につきましては来年度中を目途に設立していければと考えており、また、構成員につきましては、各種民間団体や金融機関からの代表者を想定をしております。

参考までに他市町の設立状況でございますが、特区申請をしております県内11市町のうち、推進協議会を設立しているのが3市町、今後設立を予定しているのが3市町、当町を含む残りの5市町については庁内に推進チームを設立して勉強会等を開催しているところであり、事業の進捗状況に伴い設立しているといった状況でございます。

2点目の各地区における取組状況についてでございますが、最初に遠州森町PA周辺につきましては、今年度末にスマートインターの供用開始を予定しており、スマートインター関連事業の実施や通称広域農道における交通量の増加が予想されることから、舗装及び側溝の改修を実施しております。

また、企業誘致における先行投資を効率的に実施する意味合いから、舗装工事に合わせた水道管の布設及び消火栓の設置に関する事業に係る補正予算を、先ほどお認めいただいたところでございます。

次に、森掛川インター周辺につきましては、平成20年度に森町・掛川市において、森掛川インターチェンジ周辺基本構想が作成されております。その中で、本地区は交流拠点ゾーンに位置付けられております。今年度、内陸フロンティア構想に伴う土地利用方針について、町の施策整合を図るため庁内調整を実施したところでございます。

中川下工業専用地域周辺につきましては、用途地域内の未利用地の有効活用を図る意味合いからも、インフラ（道路、橋梁等）に関

する予備設計費用をこの9月議会で予算計上し、先ほどお認めいただいたところでございます。企業の受皿確保のためにも、この未利用地や隣接する農用地の有効活用などを検討していく中で企業誘致を推進していきたいと考えております。

なお、遠州森町PA周辺と中川下工業専用地域周辺については、今年度において、内陸フロンティア構想を踏まえた今後の土地利用構想について検討を進めているところでございます。

3点目の円田松ヶ谷地区周辺をこの特区の区域に新たに含めることについてでございますが、必要性を明確にして区域を追加することは可能でございます。

この区域につきましては、議員ご指摘のとおり、開発可能性のある地域であるということは理解をしておりますので、今後、再度検討する中で、また、総合特区の申請者である県とも協議を進める中で調整をさせていただきたいと思っております。

ちなみに、この区域については、先ほどお認めいただいた補正予算の中で先行して接道となります町道に上水道布設を実施していきたいと考えております。

今後も引き続き、県や関係市町、また民間団体とも情報共有を図りながら、内陸フロンティア構想を推進していきたいと考えておりますので、議員の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長
4番議員

(榊原淑友 君) 4番、中根幸男君。

(中根幸男 君) 答弁ありがとうございました。

まず地域防災計画の見直しについては、第2次報告が秋にということでもございます。この後にいろいろ総合的に県とも協議しながら作業を進められるということですので、是非また作業がかかれるものはですね、できる限り早めに進めていただきたいというふうに思います。

また、地震対策は、ハード・ソフト両面から取り組まなければならないものであります。県の発表によりますと、防災対策の効果と

して建物の耐震化、あるいは家具等の転倒・落下防止を進めることにより、死者の数が大幅に減らすことができるとされております。

森町では、建築物等耐震化促進事業費補助金交付要綱等に基づきまして木造住宅の耐震化並びに、家具等の転倒防止対策を進めておりますけれども、その取組状況について、分かりましたら再度伺いをいたします。

それから、内陸のフロンティアを拓く取組については、大変構想が大きいというようなことで、東日本大震災を機に、予想される南海トラフの巨大地震等の有事に備えて、防災・減災の観点から、沿岸部では地震・津波対策等、防災力を強め、津波の心配のない新東名沿線に広がる一定地域、内陸部では、新産業を集積、雇用の創出、豊かな自然の恵みを生かした新しいライフスタイルの場を設けるとしております。森町といたしましても、新たな産業の創出と集積、企業立地、あるいは地域資源を活用した魅力あるまちづくりを進める必要があるかと思えます。

また、内陸部への進出・移転を検討する企業も多いと聞いております。その受皿として、ただ今ご答弁のありました中川下工業専用地域については適地と考えておりますが、現状では、工業専用地域に隣接する農地に企業誘致を図ろうとしてもですね、農振農用地の除外が難しいと聞いておりますので、内陸のフロンティアを拓く取組の中で、特区制度を利用して、工業専用地域の拡大ができないものかどうか、改めて伺います。

議 長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町 長 (村松藤雄 君) 初めに、1問目の地震対策の部分の木造住宅の耐震化並びに家具転倒防止対策がどの程度進んでいるかということについてお答えを申し上げたいとおもいます。

町では木造住宅の耐震化事業として、平成13年からプロジェクトTOKAIゼロに取り組んでいるわけでございます。その実績として、平成25年の8月現在、我が家の専門家耐震診断が513戸、木造住宅補強策定事業が52戸、そして具体的な耐震を進めた補強事業が45戸、

ブロック塀の撤去事業が41戸、ブロック塀の改善が11戸という状況でございます。

さらに、耐震補強ではございませんけども、新築等といった取組もですね、まさに耐震対策としては有効でございますし、当然新築については耐震診断に適合した建物を作るということでございますので、この新築等の建物をカウントすることが必要かと、このように思います。それらを見てみますと、森町では平成16年から平成20年までの5年間に、耐震改修を実施した住宅は118戸で、1年平均24戸ということでございます。

いずれにいたしましても、町では無料の耐震診断や耐震補強について有利な補助制度がございますので、これらについて、町民の皆様に周知していくとともに、引き続き木造住宅の耐震化事業の推進を図り、現在対策を進めて参りたいと思っております。

また、家具等の転倒防止についてございますが、平成23年9月から建築工業組合の協力を頂きながら実施しているところでございます。24年度末までで高齢者世帯が464世帯、一般世帯が236世帯、合計で700世帯で実施をしているところでございまして、平成24年度末までの実施世帯率は約11パーセントでございます。なかなか家具の固定が進められないのが状況でございますので、更なる家具の固定の推進を図るために、啓発用チラシを作成しまして、来月には配布をしていきたい、このように考えているところでございます。

何とかこの家具固定についてもですね、どうすれば皆さんが家具固定を進めていただけるのか、今後検討していきたいなあと思っております。また、議員としても、役場の先輩としても、防災のお知恵をいただければうれしく思うところでございます。

次に、中川下工業専用区域についてですね、なかなか用途拡大が難しいということで、用途拡大をできない理由が、農振農用地の除外でございまして、この内陸フロンティアの特区制度を活用してこの除外ができないかということでございます。

国の方はですね、県内の各市町が共通の課題としてこの規制緩和

を求めておりました、土地利用関係の提案、土地利用規制に係る国との一括事前協議制度の創設につきまして、県が事前防災の観点から国の各省庁と協議をしておりますが、各省庁の見解は、静岡県においては東日本大震災復興特区とは状況が異なり、災害が発生していない地域の適用は困難であると、その必要性については理解を示していない状況でございまして、我々にとってはとても満足できる回答が頂いていないということございまして、これから秋にかけての課題になってこようかなと、このように思います。

その他農地法や農振法等の規制緩和についても、同様の状況にございまして、総合特区の認定は受けたものの、規制緩和には至っておらず、また、工業専用区域の拡大は特区制度の活用にはなじまないとの整理がなされているところでございます。また、中川下工業専用区域についてもですね、この区域は21.4ヘクタールあるわけでございます。そのうち企業進出が16.5ヘクタール、未利用地が2区画で4.9ヘクタールございまして、この4.9ヘクタールを活用しなさいということをおっしゃるので、この4.9ヘクタールの活用を阻害しているのが、道路がないということでございますので、今9月議会において道路を作るべく、橋梁の予算、道路の測量の予算をお願いしたところでございます。

これらを通じて工専区域の進出とともに、また周辺農地についても、できれば県企業局による開発手法等も検討しながら、企業誘致に結びつく整備に努めていきたいと、このように思っているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

議長
4番議員

(榊原淑友君) 4番、中根幸男君。

(中根幸男君) ありがとうございます。内陸のフロンティアを拓く取組につきましては、皆さんご案内のとおり、国の国土強靱化計画とも関連しているかと思えます。また、県でも大変力を入れている事業であります。森町では、ただ今ご答弁にもありましたように北戸綿の工業団地は既に完売、中川下工業専用地域も大半が

議長
8番議員

援を頂きたいようお願い申し上げます。

(榊原淑友君) 8番、亀澤進君。

(亀澤進君) 8番、亀澤進でございます。私は、先に通告いたしましたとおり、NPO法人への補助制度についてと、観光商業拠点施設による環状線を活用した森町活性化計画について、この2点をご質問いたします。

1つ目のNPO法人への補助制度についてです。

行財政の効率化、そして国民の価値観が多様化し複雑な社会的問題が発生している中、行政が対応しきれない部分を補完するようにNPO法人が増加している。全国では4万法人を超え、静岡県内では1千法人を超えている。森町にも幾つかの法人があるが、今後も増える可能性は十分秘めていると思います。

一方運営が厳しく、廃業や認証を取り消す法人も増加傾向にあり、国・県では税制面の減免や積極的な事業委託などを進めてきております。また、市町村独自でそうした取組を進めてきているところもあります。静岡県では、税法上の収益事業を行わないNPO法人に対する法人県民税均等割を減免しており、また、県内すべての市町においても、法人市町村民税均等割の減免を行っております。

そこで提案ですが、税法上の収益事業を行っているNPO法人に対する法人町民税均等割5万円相当を、NPO法人への補助制度として設けられないか伺いたします。

次に2問目の観光商業拠点施設による環状線を活用した森町活性化計画についてご質問いたします。

新東名の開通による森町活性化を導く重要なインフラ整備として、自動車回遊空間を創造する、森町環状線の構築が考えられます。マクロでは森町を走る県道と広域農道を主体とした環状線、ミクロでは新田赤松線と県道を主体とした町中環状線が重要であると考えます。さらには、歩行空間を創造する町並み散策環状線の構築も忘れてはなりません。

これらの環状線に来訪者を導くためには、集客と誘導を目的とし

た拠点施設が必要であると考えられます。集客では費用対効果と森町発信を考慮した6次産業を主体とした観光商業施設が考えられません。誘導では森町環状線と新東名との重要交点を考慮した設置場所の選定が重要であると考えられます。

内陸のフロンティアを拓く取組や、次期の森町総合計画を踏まえ、これら森町環状線の構築と観光商業施設の計画を進めることを提案いたしますが、考えをお伺いします。

議長 (榊原淑友君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄君) 亀澤議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、「NPO法人への補助制度」についてでございます。

NPO法人につきましては「特定非営利活動促進法」、いわゆるNPO法が平成10年12月施行され、小規模な任意団体が容易に法人格を取得できるようになったため、全国に多くのNPO法人が設立をされました。

このNPO法人に対する税金でございますが、法人を設立することにより、法人県民税均等割、法人市町村民税均等割が課税をされます。これらの均等割は、税法上の収益事業を行わないNPO法人に対して、県及びすべての県内市町において減免をしております。

しかしながら、法人税法施行令に定められている34業種の収益事業から生じた所得に対しては、国税である法人税、県税である法人県民税の法人税割及び事業税、市町村民税である法人市町村民税の法人税割が課税をされています。

このように、NPO法の特定非営利活動であっても、税法上の収益事業に該当すれば課税をされることになります。

さて、議員提案の税法上の収益事業を行っているNPO法人への法人町民税均等割5万円相当の補助制度でございますが、現在、森町では3法人がNPO法人として設立されており、いずれも税法上の収益事業の届出をしております。このうち1法人につきましては、受託業務に伴う剰余金を委託者に返納し、精算しているため、国・県・町の各税金については、減免されております。また、1法人につ

きましては、法人税割が課税されており、均等割だけを納めている法人は、町内では1法人のみとなります。

このようなことから、補助制度を構築しても現時点では、対象は1法人だけになります。現在、NPO法人の経営補助は県及び近隣市町でも行っておりません。したがって、町内1法人への経営補助は、NPO法人に限らず、他の法人との公平性の観点から、慎重に検討する必要があるかと思えます。

しかしながら、今後町内でNPO法人の設立が増え、その経営が圧迫されるなど経営支援の必要性が生じた場合には、公益事業への補助及び委託など、近隣市町の取組を参考にしながら、支援の方法について検討して参りたいと存じます。現時点においては、このようなことから補助の創設については消極的に考えております。

次に、観光商業拠点施設による環状線を活用した森町活性化計画について申し上げます。

昨年4月の新東名開通以来、森町への観光交流客数、いわゆる入込客数は、平成24年度ベースで前年度比で約1割強の110万人となっております。今年度になりましても前年並みの水準を維持をしております。質問の中にありましたマクロとしての県道と広域農道、ミクロとしての都市計画道路新田赤松線と県道というふたつの環状線の構築につきましては、森町全体の回遊性の向上の観点からも重要であろうと思っております。

今後、遠州森町スマートインター開設を機にますます観光需要が見込まれますが、道路については森町袋井インター通り線の新設とスマートインターアクセス道路の整備を重点に置き、住民の皆様方の安全・安心な交通確保を図るとともに、円滑な観光誘導に努めて参りたいと、このように思っております。

さて、現在の主な観光ルートにつきましては、小國神社及びアクティ森を中心に動いているかと思えます。その2つの拠点に関しましては、商業施設として、小國神社にはことまち横丁と明神通り商店街、そして森の市・宮の市があり、アクティ森にはよんな市があ

り、十分お客様に満足をいただけるように取り組んでいると考えております。

また、町内中心部の小売店に関しましても、森のお茶や和菓子を中心に、各店舗の特色を活かした経営をしており、観光客の皆様にも好評を得ております。

また、新東名においては、パーキングエリアが外からのお客さんも利用いただけるよう、ぷらっとパークが設置をされておりました、言い換えれば、森町の道の駅の役割を持った観光商業施設の拠点になっていると言えます。

このような状況の中で、新たな観光商業施設を行政主導で建設することは、なかなか難しいものかと思えます。確かにスマートインターの開設により交通の流れが大きく変わることも考えられ、観光誘導のための拠点的な設備の必要性もあるかもしれませんが、反面、施設間の競合や町内小売店の影響なども考えるところであり、まずは、アクティ森や遠州森町PAの商業施設など、既存の施設の充実や、各施設間の連携を考えるべきと思っております。

新たな施設の建設については、行政主導ではなく、民間の活力を活かした元気ある商店、あるいは各個店に集まっていた計画を進めていただくことが、よりよい観光商業施設の整備につながっていくと考えておりました、行政としてはこれらの観光商業施設の整備の後方から、また土地利用の面から支援をして、民間が事業化を進められるように応援をしていきたいと考えております。

なお、内陸フロンティアを拓く取組や次期の総合計画との関連につきましても、内陸フロンティアの進捗状況等を見据えながら、また、次期総合計画については今後準備作業へ入っていくこととなることから、観光客の入込状況や動線を踏まえた上で、それぞれに位置づけるかどうか検討して参りたいと考えております。

なかなか意に沿う答弁ができないことを恐縮に思いますが、状況を推察の上ご理解をいただければと思います。

議 長 (榊原淑友 君) 8 番、亀澤進君。

8 番議員

(亀澤 進 君) まず1つ目のNPO法人への補助制度についてでございますが、森町は1法人のみということで、1法人のみでは平等性といえますか、そういったものに欠けてしまうと。しかしながら、今後増える可能性も十分ございますし、こういった制度があることによって法人化していくという団体も出てくるのではないかなあと、私はそのように考えます。

余り消極的にならずに、是非進めていただきたいと思いますが、今一度そこについて答弁をお願いします。

2点目の観光商業拠点施設による環状線、こちらの方ですが、やはりこの森町環状線というものが重要であるということは分かっていたらということでございますが、今後のスマートインターチェンジ、また今までのインターチェンジ、この中心辺りに掛川天竜線沿いにひとつ商業施設をやはり私は作るべきだと思います。

もちろん町長が言われたとおり行政主導でというのは大変難しいことでございますし、先ほど民間の後方支援という、土地利用とかそういった部分はやっていただけるというお話でございましたが、こちらが先に動かなければ民間も動いてこないのではないかなと思います。まずきっかけ作りとしてそういったこちらからの提案と申しますか、少し動いた方がよろしいのではないかと、行政ができる範囲内でいいと思いますので、そこについて今一度考えをお伺いしたいと思います。

議 長
町 長

(榊原 淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松 藤雄 君) まず、1法人でもそのような方策を設けることによって、後続々と続いてくるというご意見でございますけども、やはりなかなか行政としては、現段階においてそれを進めるのは難しい状況にある。ですから具体的に法人が設立されて、2箇所なり3箇所なりになった時点において検討をさせていただきたいとこのように思いますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、環状線を整備して新東名あるいはスマートインター等々を利用して訪れるお客が増えるでしょうと、そして掛川天竜線のどこ

かに拠点施設を、それも行政が誘導しながら民間を導いたらどうかということをございますけども、行政が何も無いところに誘導するのは簡単でございますけども、そこに集客施設・商業施設を誘導することは、逆に言うと小国神社周辺、あるいは既存の森の市・宮の市、あるいは旧森市街地のそれぞれの個性のあるお客さんが、逆にお客を取られてしまうという見方も出てくるというおそれがございます。

したがって、民間が進出したいということの後押しすることはよろしいかと思えますけども、行政が主導してそこに商業拠点施設を誘致すると言うのはなかなか難しい問題であろうと、このように思っておりますので、現時点においてそれを進めるということは、私としてはなかなか取り組みにくいなと思っております。以上でございます。

議 長
8 番議員

(榊原淑友 君) 8 番、亀澤進君。

(亀澤 進 君) どれも相手が動かないとこちらが動けないと、そういったようなお答えかと思えますが、先ほど中根議員の質問にもございました企業誘致ですか、こちらの方も前の工業団地等の先行投資は、やはり来ていただける企業が決まらなければなかなか今は進められないよと、そういったお話も聞いておりますが、やはり新東名が開通して、今後スマートインターもできる、さらに流入客も増えていくということが想定されている中ですから、もう少し積極的に動いた方がいいのではないかなあと。

やはりこの内陸フロンティアを拓く取組ですか、こちらの方も多分県の方からも煽られているのではないかなと、そのようにご察しいたしますし、もう少し相手の動きを見るというよりも、こちらからの動きというものは是非見せるべきだと思いますので、最後に町長が今後についてそうした積極的に動いていただく意志があるのかどうかお伺いして終わりといいたしたいと思います。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) まさに内陸フロンティアの取組については、

商業施設にしる流通施設にしる企業誘致にしる、この地域が適地ですよという色塗りは既にしてあるわけでございます。ですから、その適地の色塗りした土地に企業が進出したいということについては、行政も応援をします。だからこれは商業施設だから駄目だ、流通施設なら応援しますよということではなくて、同じ視点で同じ考え方で臨んでいきたいと、このように思っております。その一環として、中川下工業団地については道路がないわけでございますので、この道路をつける必要があるでしょう。

ご質問の掛川天竜線については、素晴らしい道路がもうできているわけでございますから、道路を新たに作るというよりも、まさにその土地利用の規制を除外して、企業さんがそこに進出しやすい環境を作ることがポイントになってくるわけございまして、この規制の除外をするには、個別案件でないとなかなか除外ができない。ですから具体的に企業がここにこのような商業施設を作りたいんだけど、行政は応援してくれますかということについては、積極的に応援をして参りたい、このように思います。

議長
2番議員

(榊原淑夫君) 2番、小澤哲夫君。

(小澤哲夫君) 2番、小澤哲夫でございます。私は先に通告いたしました幼稚園や小中学校の修繕、備品等の購入についてお伺いをしたいと思います。

町内の幼稚園、小中学校においては、教育振興会あるいは教育後援会というような学区内の地域住民等の組織があります。これらが園や学校の修繕・備品購入などを行っていることについて質問をさせていただきます。

全部の幼稚園や小中学校学校ではありませんけども、教育振興費・教育後援会費あるいはPTA会費というような形で、学区内の住民から1戸当たり月額100円とか200円を徴収し、それぞれの園・学校において必要な設備や備品等の購入、園舎・校舎等の修繕費などを援助しています。

それぞれの地域の子供たちのために、地域住民が応援・支援をし

ていく気持ちは尊いものがあります。また、これまで多大な資金のおかげで行われたそのような支援により、園・学校、言い換えれば町は、大いに助かってきたと思われます。

しかし、地域によって教育振興会等がないところもありますし、あっても現在は会費あるいは負担金とかを徴収していないところもあります。地域住民の善意に頼ることも、その地域の子供たちにとってお互いを助け合うということの教えを受けることになり、良いことではあると思われますが、教育費の地域間格差、あるいは世帯間格差があることになります。森町全体で考えますと町民の不公平感が出てくることになると思われます。

本来、園・学校の諸整備は町当局がするものであり、子供たちが安全で安心して授業を受けたり、生活できることにすることが町の責務であります。

現在、園・学校の修繕や備品等の購入要望のごく一部しか町での予算化がされず、予算化されなかつた事項について教育振興会などで購入等をしているのが実情ではないでしょうか。

今後、町の姿勢として教育振興会等に頼ることなく、園・学校の整備をするべきであると考えますが、その方策・方針があればお聞かせをいただきたいと思います。

議 長
町 長

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 小澤議員の「園・学校等の修繕、備品等の購入について」のご質問にお答えを申し上げたいと思いますけども、一番最後の「現在、園・学校の修繕や備品等の購入要望のごく一部しか町での予算化がされず、予算化されていない項目については教育振興会などで購入等をしているのが実情ではないか」と。これは現状認識を大いに間違えている。そこについては、よく検討をしてもらいたいと思います。では、答弁に入ります。

小澤議員の「園・学校等の修繕、備品等の購入について」のご質問にお答えを申し上げます。

初めに教育関係予算について申し上げますと、平成25年度の一般

会計に占める教育費予算は、7億4,394万円となっております、全体の11.1パーセントでございます。その内ご指摘の教育費の中の修繕費は1,389万7千円、備品購入費は972万6千円を計上しております。この予算については、町全体の施政方針に基づき配分され、議会の厳正なる審議を経て承認されております。

さて、町内の幼稚園・小中学校の修繕、備品等の購入については、教育委員会事務局において、毎年9月に各園・学校から次年度予算の要望書を提出していただいております。この要望書については、町に整備を求める修繕箇所や備品の内容、見積額を提出していただくとともに、各園・校としての優先順位を付して出していただいております。

事務局では、10月からすべての園・校に出向き、ヒアリングを行い、園・校から説明、内容の聴き取り、現場の状況を確認し、緊急性・必要性・町内の学校施設全体の公平性を検討し、次年度予算に反映されるよう要求をとりまとめ、教育委員会定例会に諮り、次年度予算要求書を作成し町当局の査定に臨んでいるところでございます。

各園・校からの要望については、園・学校経営方針や人数、施設の規模、老朽化度によって異なりますが、町としては地域における教育振興会や教育後援会があるなしにかかわらず、学校経営や施設の維持管理において格差が出ないように配慮し、教育環境が平等になるように努めているところでございます。現在教育振興会や教育後援会から、小中学校において会費を集めているところはございません。いずれも過去に集めたものを使っているに過ぎず、私が町長になって、このようにについてはできるだけ控えるようにと各学校に支持をしてきているところでございますので、ご理解をよろしくお願い申し上げます。

議員ご指摘の各地区ごとの教育振興会や後援会、PTA等による学校施設の修繕や備品の購入についてでございますが、園や学校の管理運営に係る経費については、設置者である町が負担すべきもので

あり、必要な備品の購入や教育環境の維持・管理は町の責務であると考え、町全体として一定の公平性・平等性が図られなくてはならないものと思っております。したがって、町としては教育振興会等に頼っているわけではなく、教育費の枠の中で最善の努力をしている次第でございます。

地域ごとの関係団体については、各地域の事情や過去からの経緯等が異なりますので、資金の使途や運用については強制力はありませんが、振興会等の団体から学校施設の修繕や備品の購入について申込みがあった場合には、学校長に教育委員会事務局に必ず相談するよう指導をしております。

一例を申し上げますと、町内の中学校振興会が、その学校の教室に扇風機を設置した事例がございますが、町としては他校との平等性や、本来なら幼稚園から設置するべきという優先度からも本意ではなく、急きょ全校への設置を議会にお願いした経緯がございます。その時にも学校長に指導しましたが、町では公平性の観点に立って地域間格差が生じないよう内容を検討させていただいております。

今後、振興会等、地元議員にご相談もあろうかと思っておりますので、是非その折には平等性の視点に立って、また本来町が整備すべきものをやたら学校振興会の予算に頼ることなく、ご指導していただければうれしく思うところでございます。

町の教育環境整備については、老朽化による修繕や新規の教育用備品の購入等必要経費が増加するものと思われませんが、教育の充実は総合計画の大きな柱でもございます。予算等については、要望をすべて満たすというのほどの分野においてもありえることではございませんけれども、必要を勘案しながら、教育環境の向上にも努めて参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

議長
2番議員

(榊原淑夫君) 2番、小澤哲夫君。

(小澤哲夫君) いろいろなご指摘、逆にありがとうございました。私も勉強不足のところもあって申し訳なく思っております。

ただ、私の言いたいところではですね、学校というのは当然子供たちが安心して教育を受けられる、勉強ができるという環境づくりだろうと思いますし、また校長先生をはじめ教職員の皆様は、それこそ子供たちに健全な教育をしてやるという語弊があるかもしれませんが、そういうことが責任だと思います。

ただ、要望がいろんなところでの備品が欲しかったり、あるいは修繕をすることが必要になろうかと思えますけれども、要望がそのうちの五つ六つ出しても、ひとつぐらいしか毎年通らないというようになりますと、どれを優先し、いろんなことを考えていくのが校長先生等が考えることだと思いますが、逆に教育そのものがおろそかになる部分もなきにしもあらずなのかなあというようにも考えます。

したがって、学校の園舎や校舎が耐震化等々によって大分整備はされてきているかと思えますが、余りにも、余りにもというとおかしいですが、若干古い校舎等がございます。そういう中で雨漏りがしたり、あるいは壁が傷んだり、そうしている部分が多少見受けられます。その分について、できるだけ早急にそういうものを整備してやっていただければなというような思いがございます。

私が見た、例えば園田幼稚園でございますけれども、玄関のところの屋根の部分といいますか、タイルが若干はがれて落ちておりました。次々とこれからも台風等が来れば落ちていくのではないのかな、そういった部分もございますし、壁の木の部分がはがれて、子供たちが通るたびに多少当たったり、下手すると擦り傷になったりする可能性がございます。

そういったところの部分について、当然園とか学校は要望をしておりますけれども、なかなか優先順位の問題で予算化がされない、毎年毎年要望しても段々と順繰りに待っているような状態でございますので、できうれば早急にそういったものは子供たちのためにも直して修繕等をしてあげればよろしいのかなというように感じます。あるいは遊具等々についても同様なことでございます。

そういう点について、24年度の決算においても繰越金が多く出ております。今学校の修繕費等々では備品購入も含め2,000万ちょっとの決算であったということでございますけれども、もう少し使っていただいてもよろしいのではないのかなというように考えます。その辺について来年度以降どのようにお考えになるのか、お考えをお聞かせいただければ有り難いと思います。

議 長 （ 榊原淑友 君 ） 町長、村松藤雄君。

町 長 （ 村松藤雄 君 ） 小澤議員のご質問は、教育振興会のお金の使い方についてどうかという質問のはずでございます。ご指摘の園田幼稚園については、現在教育振興会はございませんし、後援会はございますけれども積立てはしていないということでございます。

少なくとも我々教育員会、そして予算を査定する町については、本来このような税外負担についてはあるべきでないと、このように思っております。ただ、既に集められたお金を返さないというのはいかがかと、このように思っていますから、その園としての固有の使い方まで私は規制をするつもりはないと。ですから、この園としての固有の使い方をするについては余り口出しはしないつもりでございます。

しかし、今ご指摘のように園舎の修繕については、私が町長になって以来教育委員会の要望が出てきたところについては実際に現場を見ていますし、それは直すべきか直さないべきか、議員が見たら直すべきと思うかもしれませんが、この程度の故障については他のところにもまだ修繕をする時期に来ていないと、こう判断をして直さなかったということがございます。

ですから、地域を思う気持ちは十分理解できますけれども、やはり直すにも、自分の家もそうだと思うんですけども、悪いところはすべて直すかという、優先順位をつけながら直していくというのも、一般家庭でも同じではないのかなと思います。したがって、繰越しが出たら自分たちの方に使いなさいというのは、まさに我々が長年取り組んできた行財政改革の中身からすると、お金があればどんな

ところに使ってもいいと、それは違うんじゃないのかな。真に必要なところに使うということが必要かと思います。今後の取組については教育委員会の方から答弁させます。

議 長
教 育 長

(榊原淑友 君) 教育長。

(井上啓次郎 君) 教育長です。今の小澤議員のご質問にお答えしたいと思います。雨漏りというのは非常に難しく、台風の後なんかはどこから入ったのか分からんけれども雨漏りがするという所がよくあります。学校からそういう報告があった場合には、必ずすぐ行って確認をします。そして、必要なところは、その年度で必要で予算が何とかつきそうなどころについては、至急修繕をするというのを建前にしてやっております。

しかし、なかなか原因が分からなくて様子を見なくてはいけないというそういう場合もありますので、多少時間がかかる、年度を越すというようなこともありますけども、現場を確認をし、そして子供たちの安全・安心をまず第一に考え、そして優先度も考えて進めているつもりであります。

他の修繕や遊具につきましても、後援会や振興会があるないにかかわらず、要望のあったものについては現場に行って、そしてヒアリングをし、この目で見て、そして優先順位をつけて進めております。

しかし、園・学校当局からすれば十分でないというそういうご指摘はあろうかなと思いますが、予算の関係もありますので、そこは順次優先順位を決めながら進めさせていただいてるということでもあります。この修繕費等も毎年決まっているわけではありませんので、今年は個々を是非やりたいというときには、町当局の財政当局と相談をしながら予算もつけておりますので、その状況状況によって判断をさせていただいてるということもご理解いただきたいなあとと思いますし、もう少し増額されればいいなあとという部分もありますので、その辺は充実のために教育委員会としても努力をしていきたいと、そのように考えております。以上です。

議 長
3 番議員

(榊原淑友 君) 3 番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治 君) 私は、通告に従いまして、森町の人口減少問題について質問をさせていただきます。

村松町長となられて10年の世がたちました。これまでに議会で人口減少そのものの討議応答は、議事録を見させていただく中で4回、町おこし、働く場所、その他町の人口に関することを含めると、私の間違いがなければ約10回ほどと議事録より認識をしております。前議会の西田彰議員の質問に対し、プロジェクトチームを立ち上げ検討に入っているとの町長のご答弁でありました。

10年で10回の質疑があり、現在プロジェクトチームを立ち上げている中で、再度この人口減少を今取り上げるかと申しますと、人口問題は町の骨格であり、議事録を読む中でこれまでの質問と、村松町長とのご答弁の中では、人口減少をどう思うか、またどのように対処するか、対策は何がというような質疑であります。

人口減少の主な要因・原因のそのものがほぼなく、一度議会においてもその質疑がなされておくべきと私は考えました。その質問と町長とのご答弁の中から少しでも議論が深まり、対策の一助になれば、町への貢献が少しできるかと思ひ、質問をさせていただきます。

町長が就任される少々以前の平成7年から22年で、町民は国勢調査の数字を基にすると、1,880人が減少しております。単純に1年で割れば125人の減少でございます。15年間の地区別減少数は、三倉地区が460人、天方地区が160人、森の中心部、飯田・一宮も少々入りますが、約中心部から1,200人の減少であります。平成17年から平成22年の5年間では、830人の減少で、1年平均で166人の減少と、減少が加速をしております。

質問を3点いたします。

1点は、役場・病院・スーパーその他がある、この生活の利便性の高い町の中心部から、最も多くの人口が減少となっているその理由・原因は何によるものかお答えいただけると有り難いと思ひます。

議 長
町 長

2点目は、近年人口が先ほど17年から22年では加速をしていると申し上げましたが、その加速をしている理由・原因をお伺いします。

3点目は、人口減少は高齢、病気等の死亡、又は町から転出・転入の差から起こるものが要因とされますが、この転出の部分で比較的若い人の転出が多いと推察されますが、その理由を何かということをお伺いいたします。

原因・理由は複数多岐にわたることも考えられますが、原因・理由を明らかにすることによって対策の一助になればと思います。

よろしくご答弁をお願い申し上げます。

(榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

(村松藤雄 君) 吉筋議員からの当町の人口減少の傾向と主な要因についてのご質問にお答えを申し上げます。

現在人口減少は、静岡県全体においても減少傾向にございまして、ひとつの時代の流れとして人口減少が加速しつつあるということについてもご理解を頂ければと思います。

全国的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、当町においても、議員ご指摘のとおり人口減少は続いており、この問題はどの自治体においても共通の課題であると認識をしております。

時系列で人口数を見ますと、今私が町長に就任してからのスパンでとらえられましたけども、もう少し長期のスパンで見たいと、このように思います。

国勢調査の確定数でございしますが、昭和30年、森町が合併した時には、人口は26,930人でございました。さらにそれから20年、昭和50年にはマイナス6,257人、23パーセントの減少でございします。さらに20年後の平成7年には減少が止まりましてプラス642人、そして20年後はまだ到来していませんけども、15年後の平成22年を見ますと、ご指摘のとおりマイナス1,886人の減少となっております。9パーセントの減少です。

議員ご指摘のとおり、平成7年から平成22年の15年間で見ますと、1,886人と減少しておりますけども、合併以降の流れを見ますと

と、逆に減少率は緩やかになっているのかなあと、このように見ることができるとおもいます。まさにとらえる部分によって見方が分かれていくと、このように思います。

1 問目の中心部での減少の主な理由としては、時代の流れとともに空洞化が進んだことによる商店街の衰退、大地主による借地の問題、中心地の生活道路等の都市計画整備の遅れなどが起因してゐるのではないのかなと思ひます。

次に、2 問目及び3 問目の人口減少の要因、特に若者の転出する要因については、私は一つは産業構造の変化ではないのかなと思ひておひります。時代の流れとともに、農林業を中心とする第一次産業従事者が減少して、そこの地元に住まなくても職を求めることのできる第二次、第三次産業へとシフトをしているわけでごひいます。

第一次産業は、そこに住まなければ生活できない、職業を確保できないという事ですから、この第一次産業の推移を見るとお分りかと思ひます。昭和30年の数字はごひいませんので、昭和35年、合併から5年後の時には、第一次産業の比率は49.6パーセントでごひいます。第二次産業が20.6パーセント、第三次産業が29.8パーセントでごひいます。

この合併後5年後の昭和35年が49.6だったのが、平成22年はどのくらいになったか、平成22年の第一次産業は9.7パーセントでごひいます。第二次産業が20.6だったのが39.5、第三次産業が29.8だったのが50.4、まさに産業構造の変化が人口減少のひとつの要因となっている、このように私はとらえることができるのではないのかなと思ひます。

このような状況下においては、必然的に職場に近いところに住居を構えることになろうかと思ひます。この動きが転出を加速させた要因ではないかと思ひておひります。

また、二つ目としては進学率の向上に伴ひまして、大学・短大等への進学のために若者が都市部へ転出することになり、卒業後、そのまま就職し、町には戻ってこないというケースも多いのではない

かと思っております。

この2点が今までの若者減少の主な理由と思われ、さらに現在では、若者の興味・関心を引きつけるもの、例えば遊ぶ場所が十分でないこと、親元から離れて自立したいなどの都会志向による点も考えられます。

また、田舎社会ということで、閉鎖的かつ排他的であるような一般的なイメージ、また文化や風習など独自の行事を持っていることが、今の若者には受け入れられないことも考えられます。

このような状況下において、町としても人口減少は非常に重要な問題であると認識いたしまして、その対策として町内に人口減少化対策プロジェクトチームを今年6月に設置し、検討を開始しているところでございます。

また、その会議の中で若者の定住対策につきましては、同じ世代からの斬新かつ柔軟な発想を引き出したらどうかという意見もございましたので、その後、若手職員から構成する検討部会も立ち上げて検討をしております。今後引き続き回を重ねる中で、町にとっての有効施策を調査研究した上で、その成果についてプロジェクトチームへの提案を行い、効果的と考えられる施策については事業構築を検討して参りたいと、このように思っているところでございます。

吉筋議員から、人口減少を真正面からとらえてくださる提案をしていただいたところでございます。今後もこの人口減少社会において、なかなか増加に転じるということは難しいかもしれないけども、この減少の流れを少しでも緩やかなものにするということについては、積極的に取り組んで参りたいと思うところでございます。

以上で答弁いたします。

議 長
3 番議員

(榊原淑友 君) 3 番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治 君) ご答弁ありがとうございます。大方町長のおっしゃるとおりだと思います。しかし一部ちょっと違う部分もあると思います。

これからその理由を申し上げますけども、私は人口減少の具体像をもう少し詳しく知りたいと思い、浜松・磐田・袋井・掛川、近隣市の統計表を頂きながら、併せて各市役所の話も伺う中で、総務省人口統計局のことを知り、総務省より資料を頂きました。

ご存知と思いますが、総務省では国勢調査の折、各都道府県別・市町村別の人口移動集計表を作っており、森町の人口移動が細かく示されております。それによりますと、例えばですね、浜松・磐田・掛川・それから袋井市の近隣ではですね、浜松市には平成17年から22年までに279人が転出、逆に転入が249人、30人が少なくなっております。磐田市には214人、逆に磐田市からは191人、23人の減少。掛川市は202人、掛川市からは153人の転入で49人が減少。袋井市には5年間で496人、袋井市からは283人、213人の減少。それから森町から県内他地区へは153人の転出、逆に県内他地区からは124人の転入、29人の減。他県へは459人の転出、他県から392人の転入、67人の減。合わせますと市だけで315人、県内他地区と他県を含めますと、411人の不足でございます。

先ほど国勢調査の折、平成17年から22年まで、830名の方が減ってる、これから411人を引きますと、420名という差が出ます。これが恐らく高齢化・病気・又は事故等でなくなられた方のことだと思います。パーセントでいいますと49パーセントが転出、51パーセントが死亡、そういう数字に分かれます。これは森町の統計表にも、時期が違いますので若干の差はありますがほぼ一致します。

それから、シンボリックなことですので、袋井市を調べてみました。袋井市はこの20年間の統計、袋井市というのは104町内会でできております。それを15地区で割っております。この20年間の人口の推移を見ますと、明らかに増えている、ほとんど動かないという地域を15地区に分けますと、3地域だけが圧倒的に増えております。

1つは、1番増えているのはJRの豊愛地区、JR愛野の周辺、豊愛地区でございますが、5年間で816世帯、人口で1,565人増えております。2番目が宇刈、宇刈は5年間で365世帯、人口で1060人増え

ております。次が山梨地区、153世帯増えて252人、これは恐らく高齢化の方が大変亡くなられたことがあって250人というふうになっております。

なぜ私が若い方がこの町から出ているかといいますと、10年から20年前までは、大体高齢者率、65歳以上の高齢者率が23パーセント前後であった地域であります。この10年間、愛野地域は高齢者率は12パーセント、それから宇刈は16.3パーセント、それから山梨地域が20.6パーセントでございます。ということは、森町だけでなく、かなり多くの比較的若い方が流れ込んだために、10年以上前よりも若返りを見せているということが伺えると思います。

そこで、先ほど町長の認識ちょっと違うというのは、本来産業構造の変革だけで移動しているということであれば、これほど磐田や掛川と袋井が圧倒的な人口移動はならないんじゃないかな、もっと掛川にも磐田にも行かれるんじゃないかな、圧倒的に袋井だけがシンボリックに人が増えているのは、もっと別の要因もあるんじゃないかなということを私は想像をいたします。

そこで質問ですけれども、前の質問にちょっと重複することになりますが、比較的若い人たちがこの町より転出をする。なぜ宇刈や山梨地区なのか、もう一度恐縮でございますが、町長の知りうる範囲、又は想像される範囲で結構でございます。お答えをいただくと有り難いなと思います。

それから町長の立ち上げたプロジェクトチームでは、恐らく色々な要因を把握し、対策を考えているものと推察をしております。もし途中であります何かそのようなことが披歴できるものが原因・対策等であれば、是非お伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 (榊原淑友 君) 町長、村松藤雄君。

町長 (村松藤雄 君) 今の吉筋さんの質問で、私は先ほどのお答えが違っているとは思っていないんですね。と申しますのは、産業構造の変化、まさに就職先、しからばそこに宇刈にしる山梨にしる

愛野にしる、住んでいる方々はどこに勤めているのかなとなると、まずは交通の便のいいところ、愛野は東海道の新駅ができて、そして静岡にも浜松にも通勤に便利だと、したがって通勤の便がいいところに若い人が住みましよう。それが故に愛野がそれだけ増えてきたと。

それから、今山梨が増えているのは、可睡の杜を中心にした民間のあれだけの投資がなされている。じゃあ可睡の杜を皆さんがなぜ選ぶのかというところについても、住宅環境の問題もあるし、土地の値段の問題もございますし、また、袋井なり愛野への通勤距離の利便性の問題もあろうかと思えます。それらがまさに山梨を選んだ起因ではないのかなあと。

ですから、そこに住む若者たちが子供たちの将来の通勤・通学等々も考えて、森町よりも便のいいところに土地を求めるならば、そういうところに土地を求めたい。こういう結果が具体的な数字として表れてきているのではないか。ただ今お話を伺って、宇刈が増えているというのも多分愛野の駅ができたことよっての便の良さが増えてきたということも原因となっているのではないのかなと、このように思います。

ですから、やはり私は若者たちが自分たちの生活をしていく上で、交通の便利なところと、住み良さと、それらを勘案しながら住むべきところを選んでいくと。したがって、東海道線沿いと、残念ながら東海道から離れているこの森町では、同じ土俵で勝負ができないと。

しかし私は、次の5年の時にですね、大震災の後海岸沿いの人たちは人口が激減しています。その人たちがやはり便のいい東海道線、そして東海道線といえども東海道線から北側の方に視点を設けてくれると、森町にも天宮の区画整理にも住みたいなあって思ってくれるんじゃないか、現に今天宮の区画整理等についても、年間12軒くらいの売却が進んでいる。今までは年に2、3軒にすぎなかった。

ですから、こういうことにもひとつの現象として表れていますの

で、私はそういうことがこの数字となってきたのではないのかなと思います。なお、取組については担当課長の方から答弁をさせます。

議 長 (榊原 淑 友 君) 企画財政課長。

企画財政 (村松 弘 君) 企画財政課長です。プロジェクトチームの
課 長 取組についてお答えをいたします。

庁内で立ち上げましたプロジェクトチームにつきましては、チーム長に副町長を担っていただきまして、各課の課長メンバーとして6月の3日に第一回の会議を開催をいたしました。その中で先ほど答弁町長の方からありましたように、若手の職員の意見を聞くことが大事であろうということで、その後ですね、若手の職員を各課で選抜していただきまして、男性・女性合わせて12名のメンバーで構成をして、今まで2回ほど会議を開かせていただきました。

中身としましてはですね、今現在の町の状況の分析とですね、今後どんな町にしていったらいいんだろうかというようなことを、固定観念にとらわれないでですね、奇抜な考えでもいいから出してくれということで私の方でお願いをしてあります。

今はですね、12名のメンバーを2つのテーマに今のところとりあえず絞って、意見交換をしていただいています。ひとつがですね、子育て・医療福祉、もうひとつが住環境と産業でございます。このテーマにつきましては今後回を重ねるごとにほかの項目に変えていったりですね、もう少し熟度を深めていったりという可能性はございます。

出されている意見の中ではですね、まだ具体的な施策の提言のようなどころまでは到底たどり着いているわけではなくてですね、個人の感じている感想の中からそれぞれ思い思いに口に出していただいているテーマでございます。例を挙げますと、福祉等の面ではですね、お達者度で上位だったので、健康を売りにする施策をしたらどうかとか、周辺自治体より保育料を安くしたらどうかとか、キャラクターを活用して地域振興をしていったらどうかとか、福祉・子

育てマップの作成をしたらどうだとか、色んな意見が出されております。

二つ目のですね、住環境・産業についてはですね、休耕地を町で一括管理することによって土地の再生を図ったらどうだとかですね、全国でも数が余り少くない大型店舗を誘致したらどうかとか、町の特産物をPRするためのキャラクター作り、それから使える空き家バンクを創設を考えたらどうだとか、町有地の有効活用、それから住みよい住環境、町営住宅の整備等もですね、意見として出ております。

結果を先に見てしまいますと、なかなかいい案が浮かばないものですから、方策は後から考えればいから、とにかく好きなことを出してくれということで、今取り組んでおります。

この結果をですね、まとめさせてプロジェクトチームに提案をしていきたいと考えております。以上です。

議長
3番議員

(榊原淑友君) 3番、吉筋恵治君。

(吉筋恵治君) ありがとうございます。積極的にそれから大胆にですね、対策を考えていただきたいというふうに思います。

関連の質問の中でですね、コーホート要因法の人口推計というのが度々記載されております。「第8次総合計画」の中にも、コーホート要因法の人口推計が記されております。また、平成23年3月議会、3月25日の現議長であります榊原淑友議員が、数字を挙げ人口減少の質問をされております。その際村松町長はコーホート要因法の数字を挙げてご答弁をなされております。その推計によりますと、平成27年には森町の人口は19,400人、平成32年には18,300人、平成42年には16,800人と推計されております。今日より17年後には約3,000人減少するという推計でございます。

コーホート要因法の数字はそのまんまいきますと大変深刻な数字であります、要因法でございますので私は政策及び状況によって変えられる数字でもあると私は考えております。ただ、この数年は、そのコーホート要因法の数字に沿って人口減少が見られている

のも事実で、私は心配をしております。私はこの数字を覆すのが、本来の町政・行政の仕事であり、それは町議一人一人にとりましても、同様の責任を負うものと考えております。

この10年、財政規律をです、大方の多くの人の予想を覆し、財政規律を見事に建て直し健全財政に立て直した村松町長と当局、それから先輩議員諸氏のです、ご努力に大変私は敬意を表しております。このコーホート要因の数字をです、是非とも10年後15年後にです、政策や努力によって消滅をさせる、そのようなご努力を期待、それから夢を持って見守りたいと思っております。

第8次総合計画もあと2年と近づいております。その内容にてご入れを必要とされると思うか、又は、この要因を覆すために別の政策を果敢に取り組むお考えがあるかお聞かせいただければ有り難いと思っております。町民の多くの方は少々心配をしておると思しますので、村松町長のご答弁から期待と夢に変えられるようなご答弁をいただくと有り難いなど、そんなふうに思います。よろしくお願いたします。

議 長
町 長

（ 榊原淑友 君 ）町長、村松藤雄君。

（ 村松藤雄 君 ）人口減少は出生率にも起因をしていると思います。いかに出生率をあげるかによって人口増に転じるわけでございますので、町民の皆様が多くの子供を育てて、そしてより元気な町にしていきたいなど、このようなまちづくりに取り組んでいくことも必要なことだと思っております。

人口統計というのは飽くまで過去の基準を将来に向けて推計したらどうなるかということでございますから、ひとつの統計手法にすぎないわけでございます、そこに政策を加味して変えていくというのは当然のことだと思っております。ただ、ひとつのトレンドを変えるというのは非常に難しい問題でもあろうかと思っております。

森町だけの問題ではなくて、まさにこの日本全体が元気になっていくのか、空洞化が阻止されるのか、そして皆さん方の職場がこの近隣に確保されるのかという色んなものが絡み合っていて、この人口問

題が結果として出てくるわけでございまして、この森町だけが取り組んで解決できるものではない、しかしその状況を甘んじることなく、色んな政策を展開して、人口増につなげる政策を打っていくということは、次の総合計画の大きな柱になろうかと思っておりますので、お若い吉筋議員をはじめ、皆様方が森町の人口増につなげる政策の提案をご期待を申し上げます。以上です。

議長 (榊原淑友君) 以上で一般質問を終わります。

日程第25、議員派遣についてを議題とします。

議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣したいと思っております。

お諮りします。

議員派遣については、これを決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり決定しました。

日程第26、第一常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

第一常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第27、第二常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題と

します。

第二常任委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第28、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、森町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり「次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項等」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者多数)

議長 (榊原淑友君) 「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

しばらく休憩をします。

(午後4時10分 ～ 午後4時12分 休憩)

議長 (榊原淑友君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

お諮りいたします。

ただ今、発議第3号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議題にしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

発議第 3 号を日程に追加し、追加日程第 1 として、議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、発議第 3 号「新聞の軽減税率に関する意見書の提出について」を議題とします。

職員に議案を朗読させます。

議 長 (職 員 朗 読)
(榊原淑友 君) お諮りします。

本案は、説明・質疑を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

議 長 (「異議なし」と言う者多数)
(榊原淑友 君) 「異議なし」と認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

12番、小沢一男君。

12番議員 (小 沢 一 男 君) 12番小沢でございます。ただ今討論に付されております発議第 3 号「新聞の軽減税率に関する意見書提出」に私は賛成の立場で討論させていただきます。

議員の皆様方の意見書に深いご理解と力強いご支援をよろしくお願い申し上げます。

皆様もご存知のように、安倍晋三首相は12日、現行 5 パーセントの消費税率を消費増税関連法に沿って2014年 4 月、8 パーセントに引き上げる意向を固めました。

各種経済指標が堅調なことから、増税の環境は整ったとしたことが13日に新聞報道されていきました。10月上旬に判断することを表明するとしています。

意見書の文言に「政府は景気回復に向けて積極的政策を展開中だが、国民の所得が順調に増える保証はない。来年 4 月に予定されて

いる消費増税によって各家庭の経済的負担が増せば、民主主義を支える社会基盤である新聞の購読を中止する家庭が増えることを懸念する」とあります。

また、学習院大学の戸松名誉教授を座長とする「新聞の公共性に関する研究会」は、5日「新聞は日本の文化の維持と民主主義の健全な機能にとって不可欠」として、消費税率引上げに当たって新聞に軽減税率が適用されるべきだとする意見書を発表しました。

情報の電子化が進む中でも、新聞は依然としてニュース伝達の中心的役割を果たしていると思います。また、新聞は私たち国民の高い識字率の支えにもなっている戸別配達制度や定期購読率の高さ、全国紙と地方紙の共存による情報の多様性などの特徴を持っています。

私は、活字文化と言論の報道の公共性を重視して新聞や書籍などの税率を大幅に低くする国も多いことを知りました。イギリスは0パーセント、フランスは2.1パーセント、イタリアは4パーセントなどで「知識には課税はしない」との伝統が定着しているからだと言われています。

日本では、消費税率が欧州ほど高くないために、これまで軽減税率の必要が余り議論されていませんでした。生活必需品のお米や生鮮食品、また、新聞などに対象を絞り込めば税収の大幅な落ち込みはないのではないかと思います。消費税率引上げでは、新聞に対する税率を低く抑える軽減税率を導入すべきであります。

私は、新聞は全国だれもが安く手に入れて活用できる特色があり、公共財的な社会インフラであると思います。お米、食料品などと同じような生活必需品として、新聞の重要性を認める読者は少なくはないのではないのでしょうか。

私の願うことは、新聞の軽減税率の意見書が大きな反響となり全国に一波、万波となって広がれば、軽減税率導入への大きな力となると思います。生活必需品の税率を低くする措置で、毎日の家計を必死にやりくりする人にとって、生活必需品の買い物のたびに低い

税率での支払で済むため、消費者は負担軽減が実感できます。

議員各位のご賛同をお願い申し上げまして意見書賛成討論を終わります。ありがとうございました。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

6番、西田彰君。

6番議員 (西田彰君) 6番西田です。反対理由は先ほどの請願に対する討論で明らかにしております。

今回この意見書提出、今までは全会一致を原則にして参りました。この案件に対しては一人私だけが反対なわけですが、今後いろいろな意見書が出た場合、二人三人と反対が出た場合に、それでもそれを強行するのかどうか。その辺が私ははっきりした理由がない中で、この賛成多数という提出になるというのは危惧をするところであります。

また、先ほど請願理由でも申しましたように、国民の判断は分かれています。その中でこの森町議会がこのような意見書を出すというのは、やはり議員・議会の見識が改めて問われていくのではないかと思います。

以上、反対討論終わります。

議長 (榊原淑友君) 他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長 (榊原淑友君) 「討論なし」と認めます。

これから発議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(起立多数)

議長 (榊原淑友君) 起立多数です。

したがって、発議第3号「新聞の軽減税率に関する意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書については、議長名をもって、内閣総理大臣・財務大臣・衆議院議長及び参議院議長に提出いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年9月森町議会定例会を閉会します。

(午後4時21分 閉会)

以上のとおり会議次第を記録し、ここに署名します。

平成25年9月25日

森町議会議長

会議録署名議員

同 上